

非常に低いわけであります。こういうような状況にあるし、また、昭和四十三年度にこの白書を受けて「講じようとする林業施策」というものにおいて、林業の動向というところを見ますと、木材の需要というものは、景気の上昇に伴う建築あるいは紙・パルプ等の需要の増加によって非常に伸びている。かなり著しい増加を示した。それにもかかわらず、国内における木材生産はきわめて停滞をしている。わずかに二・九%くらいしか増加をしないというような状況で、需給のバランスが国内産ということでは全くくずれておるというところから、外材の輸入というのを急増している、こういう状況にあるわけであります。

現在、私どもが資料によつていろいろ調べてみると、日本の木材総需要量に対して国内の生産で大体六割をようやくまかなう、四〇%はもうすでに外材の輸入にまたなければ需給のバランスがはかれない、こういう状況まできていると思ふのであります。が、こういう状況はやむを得ない状況なんですか。それとも、日本はまだ山林地帯といわれるところが大体六六、七%から七〇%にも近いといわれておるわけであります。それにもかかわらず、こういう状況であるということに対し、国として現状をどのように見ておるのか、この点については農林政務次官お見えになりませんから、倉成政務次官から一応そういう問題についてどうお考えなのか、これでいいのか、こういう点についてまず伺いたいと思います。

○倉成政府委員

ただいまの問題については、直接の所管ではございませんが、国土の大体六八%を林野面積が占めておるという状態で、国内で木材の自給ができるないということはまことに残念な点でございます。またさきの委員会でも林野庁長官から申しましたように、薪炭林が非常に多くて人材の比率が非常に少ないと、なかなか木材の需要に生産が伴わないという実情でございます。しかし、本來から申しますと、日本のよ

うに世界的に雨量が多くてしかも温度の高い地域において、その施策のよろしきを得ればかなりの林業生産をあげができるというふうに確信しておるわけであります。

しかし、何と申しましても林業の生産は、その植栽から四十年から五十年という長期間を要しますので、なかなか急速に効果を見出すということがむずかしいものでありますから、やはり長期的な計画を立てて将来の木材の需要といふのを踏まえて、これから施策をやつていかなければならぬと考えております。これらの点につきましては、主管省であります農林省が十分いろいろの施策を講じておられることと思いますが、この線に沿つて國としましてもできるだけの財政の援助もいたしてまいりたいと考えておる次第であります。

○片山(正)政府委員 ただいま大蔵政務次官からも御答弁がございまして、大体尽きておるわけであります。が、若干補足をいたしまして御説明を申し上げたいと思います。

まず第一点の御質問の林業所得が非常にばらばらになっておるということをごぞいます。これは白書の二枚目をごらんになりますとわかりますよ

うに、生産につきましては非常に少ない数量でござりますが漸増の形でござります。にもかかわらず、その所得が非常に変わつておるということ

は、主としてやはり価格の値上がり、価格の相違、そういうものがこういう結果になつてゐるわ

けでござります。そこで、一番問題になります

三十六年と四十一年が非常に伸びておるわけでござります。このときが、たまたまやはり価格が非

常に上昇した結果を持つておるわけでございま

す。その間、三十六年から四十一年までは一四

十年度後半でござりますが、までは大体横ばいと

いう形の価格の推移をたどつてきましたわけでござります。大体以上のようなことが所得の面にあらわ

れておるわけでござります。

そこで第二番目の、外材輸入が非常に多いじや

ないかという御指摘でござりますが、そのとおり

なつておるわけでございます。

そこで御質問でござりますが、そのとおり

思ひます。が、これはやや高く、三六・七%、

こういう状況であるわけです。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

これは小規模なものもあつて手の届くところもあるのです。が、これはやや高く、三六・七%、

こういう状況であるわけですね。さらに民有林では、やや

なつておるわけですね。さらに民有林では、やや

なつかなか地勢の関係やいろいろな点で困難だと思わ

れるようなところも、この天然林という分野の中

にはあると思います。しかし、こういうものもや

は人工林に変えていく、すなわち森林資源の造

成という問題が非常に大きく余地が残されている

といふように見られるわけであります。一体この

天然林と人工造林の比率と、いうものをどの程度に

やっておるわけでございます。ただ、諸情勢を見ては

むずかしいものでありますから、やはり長期的な

計画を立てて将来の木材の需要といふのを踏まえ

て、これから施策をやつしていくかなければならぬ

と考へております。これらの点につきましては、

むずかしいものでありますから、このこと

にしておるわけであります。

そこで、そのような形の中で、国内の生産はど

うなつておるかという御質疑と存する次第でござ

りますが、御承知のように、国内の生産につきま

しては長期見通しと、いうものを立てまして実は

むずかしいものでありますから、やはり長期的な

計画を立てて将来の木材の需要といふのを踏まえ

て、これから施策をやつしていくかなければならぬ

と考へております。これからの点につきましては、

むずかしいものでありますから、このこと

しておるわけであります。

そこで、そのような形の中で、国内の生産はど

うなつておるかといふ御質問でございます。われわ

れは長期見通しと、いう点を勘案いたしまし

たようにしておるわけであります。それによつて御

おられます。それに反しまして、山林の整備、たと

えば林道であるとか資本の装備を高度化するとい

うのが若干おくれておるのが実態でございます。

それからまた、薪炭林の需要が急減いたしまし

て、その急減した薪炭林の需要を他に転換する、

たとえばパルプ材に転換する、そういうことが早

急にできにくいというような実情から、国内の生

産が若干停滞しておる。しかし、御承知のように

三割余のまだ未開発の山を持つておるわけでござ

りますから、そういう山を開発して当面の需要に

も極力間に合わせていきたいという態度で推進し

ている次第でござります。

○広瀬(秀)委員 今日、この森林面積を所有形態

別に国有林、民有林と大きく分けてみまして、人

林は総体で、これは一番新しい資料だと思うの

ですが、三一・五%しかない。これは全体です

ですが、三一・五%しかない。これはやや高く、三六・七%、

こういう状況であるわけですね。さらに民有林では、やや

なつかなか地勢の関係やいろいろな点で困難だと思わ

れるようなところも、この天然林という分野の中

にはあると思います。しかし、こういうものもや

は人工林に変えていく、すなわち森林資源の造

成という問題が非常に大きく余地が残されている

といふように見られるわけであります。一体この

天然林と人工造林の比率と、いうものをどの程度に

変えていく目標を立てておられるのか、このこと

をまずお伺いをしたいと思うのです。

○片山(正)政府委員 人工林をどういうふうに

持つていかかといふ御質問でございます。われわ

れは長期見通しと、いう点を勘案いたしまし

たようにしておるわけであります。それによつて御

説明申し上げますと、御指摘のとおり現在約三

二%が人工林でございます。その人工林は、立地

あるいは国土保全、そういう点を勘案いたしまし

て、将来人工林になり得るというふうにわれわれ

が想定いたしております数字が五六%でございま

す。全森林の五六%は人工林でございます。そ

のなかで民有林につきましては総面積が大体一千万

町歩まで高め得るというふうに考えております。

それから国有林につきましては三百四十万町歩ま

で高め得るという計画でございます。そういたし

ますと、先ほど申し上げました五六%が大体人工

林ができるというふうな見通しでいま推進してお

るわけでございます。

○広瀬(秀)委員 その計画は大体何年くらいの計

画でそこまで高めようとしておられますか。

○片山(正)政府委員 最終の目標と申しますと一

応昭和九十年といふことになりますけれども、大

体主体としてやつてまいりますのは六十五年ぐら

いまでにその大半を完成しようという計画であります。

○広瀬(秀)委員 その間、そういう状態になります

しても、六十五年、七十年というようなところで

初めて杉とかヒノキとかいうようなものが植えら

れるということもなるわけであります。需給の

関係というものがその間にどういう推移を見せま

るようなどころもあるだらうし、あるいは造林が

なつかなか地勢の関係やいろいろな点で困難だと思わ

れるようなところも、この天然林もいろいろな形態があるだらうと

思ひますね、まあ木がところどころはえている

という程度でほとんど立ち腐れの状態になつていい

ります。しかし、本來から申しますと、日本のよ

れども、六十五年、七十年といふことはまだ

あります。が、これがやや高く、三六・七%、

こういう状況でござります。白書にお示ししておるよう

に、四

すか、外材の輸入がどの辺まで——今日六、四四と
いうような比率におおよそなっておるが、これが
こういう計画の進行のテンポと、それからすでに
もう人工林でどんどん出せる、あるいは天然林の
開発というようなことでペルプ材などはまだな
るであります。そういう開発という面と造成
な日本の木材の需給の関係というもので、たとえ
ば六十五年あたりに見通しをつけて、その辺では
一体国内の生産で需要をまかなえる面は何%ぐら
いになるか、外材の輸入は何%ぐらいになるだろ
うか、そういう見通しをお持ちでしようか。
○片山(正)政府委員 長期の見通しに基づきます
のは、四十一年四月一閣議の決定をした需給長期
見通しといふのをわれわれは立てておるわけでござ
りますが、それをもとにいたしますと、大体昭
和五十年、その時代が一番自給率が低まる年度
じやないだろうか。それから昭和六十年になります
すと、自給率は高まりますけれども、外材の絶対
量というものは一番多く入るのじやないだらう
か。と申しますのは、需要が増大いたますので
したがいまして、大体昭和五十年から六十年にかけ
ますところが一番自給の困難な時代ではなか
ろうか。と申しますのは、これは先生御承知のと
おり、現在植えております造林というものは四十万
町歩ぐらい毎年植えているわけであります、現
在切っている森林、人工林をたどりますと昭和初
期になりますけれども、その時代はいまの四分の
一ぐらいしか植えておらないという実態でござ
ります。そのようなことから一番その間に自給率で
はつらい時代ではないかというふうにわれわれは
考えております。

そこで、そういう長期計画を実はつくったわけ
であります、最近の情勢は遺憾ながら非常に
違つておるわけでございます。と申しますのは、
この長期計画をつくった基礎的の考え方としまし
ては、中期経済計画というのを経済企画庁でおつ
くりになつて、それをもとにして実は算定したの
が長期計画でございます。それを最近の指數で当

ではめてみますと、中期経済計画は所得の伸びを八・一%と二応想定いたしておったわけでございますが、名目にいたしますと四十年がら四十一年が一五・二%の伸びであり、四十一年から四十二年にかけて一六・四%の伸びであるというよう、名目ではございますが、その当時の推定よりは相当大幅な伸びが出ているわけでございます。そういうような状況から需要というものがわれわれが想定いたしましたものよりも相当ふえてまいるというのが実態でございます。にもかかわらず、山林の整備というものがわれわれの計画どおりそのままだいっておらない、若干下回つておるというようなギャップから、輸入が相当ふえてまいるというのが実態でございます。

したがいまして、先生の六十五年ころはどううだというお話をございますが、われわれは今後五年ぐらい一応現在のベースをもとにして想定いたしたわけでございます。これによりますと、七年におきましては大体自給率は六〇%というふうに判断しております。そうするといまと同じやないかというふうに御質問になると思いますが、これは長期見通しをつくりました考え方には低質の廃材を含めて計画しておりますので、自給率が上がってくるかこうになります。それによりますと六〇%というのが自給率であるというふうになります。ただ、それはわれわれが計画いたしております全国森林計画ということで計画した数字に基づく需要の想定でございますので、もし林道でも何でも現状のとおり推移するとなりますと、自給率は五三%ぐらいに下がるのではないかというふうに想定いたしております。それが四十七年の段階でござります。

まいりたいと いうふうに存する次第でございま
す。
○**広瀬(秀)委員** 国土の六八%が山林だといわれ
るこの山林国日本の日本で、木材がやつとこ六割自給
で四割は輸入にまたなければならぬ。しかもそ
れがもう五、六年たまると、おそらく五五%も、今日
らいに下がつてしまふのではないか、これもよほ
ど力を入れていつてのことだと思うのです。経済
条件もいろいろと変わりますし、四五%も、今日
でももうすでに約八億ドルぐらい輸入しているの
じゃありませんか。そうしますと、石油に次ぐ輸
入高だというようなことにもなつてきている。こ
れは日本の国際收支を論ずるにあたっては、木材
の輸入が国際收支の問題を悪化させる一つの原因
にもなりかねないわけであります。いろいろな角
度から見まして、もつともと森林資源を開発す
るための林道というようなものも当然必要であり
ましよう。それだけじゃなしに、やはり非常に長
期的には、約七割近くが天然林ということで、天
然林といえども、巨木が立ち腐れども、
実際に国有林の天然林というものを見てみます
と、非常に地勢の険峻などころにあつたり交通の
不便などころにあつたり、しかも巨木が立ち腐れ
になつてごろごろしておるというような状況に
あつたり、この天然林だって、一体どのぐらいい
石数が眠っているのだろうかというようなこととな
んかもおそらく正確にはなかなかつかみ得ないだ
ろうと思うのですよ。そういうことでどうしても
長期的な観点をとれば、人工林といふものをふや
して、われわれの人工の手が届く森林資源の造成
に一番大きなウエートを置いていかなければなら
ぬと思うのです。長官、ひとつここ数年の造林に
向けた費用、それから造林の面積、そういうものの
を、ちょっと数字だけだけつこうですから示して
ください。

ですが、しかしながらその姿は、三十六年をピークといったしまして、現在、若干造林面積が減少をたどつておるというのが現状でございます。しかし、これを国有林にとってみますと、国有林は三十六年を一〇〇としたしますと、四十一年が一二五・九%ということござりますので、二割弱の増加をいたしております。しかしながら、民有林につきましては、三十六年を一〇〇としたしますと、四十一年は八・三ということで、二割弱の減少を来たしておるわけでございます。總体いたしまして、三十六年を一〇〇としますと八八・八でござりますから、一割強の減少をたどつてきましたわけでございます。

造林の投資額につきましては、ただいま調べまして、後刻御返事申し上げたいと思います。
以上でございます。

○廣瀬(秀)委員 農林政務次官、忙しいところを来ていただいたのですが、いまいろいろと日本の山林資源の問題について、今日の自給率で六対四というようなことで非常に下がつている。輸入量も非常に増大して、あと六、七年たてば、自給率は五五%ぐらいになつて、四五%ぐらいは外材の輸入にまたなればならぬというようなことにもなりかねない。しかもいわゆる国有林でもまだ二〇%程度の人工林しかつくつてない。あと六八%が大体天然林だ。こういう状況で、人工林の比重を急速に高める必要があるのではないか、こういうようなことでいろいろ数字などを聞きながら、そういうことでいいのかといま質問をしておつたところなんですね。

一体、農林省として——まあ国有林野の場合には、いま長官が言いましたように、数字では、三十六年を一〇〇といたしますと、四十一年では二五・九%伸びて一二五・九%になつて、まあ二割五分ばかり伸びておるわけですが、これも、その他の製造工業や何かの生産の伸びから見まするならば、さきわめて低い数字だと思ひますし、民有林のごときはこれが軒並みに、補助造林ですら三十六年を一〇〇として七五・二%に落ち込んで

どまつておる。これも減つておるわけです。自力造林では五一%程度にまで落ち込んでいる。こうなでけれども、こういう状況にあるわけですかう、農林省としてはこの森林資源の造成、特に造林ということについて、もつともと画期的な力を入れた施策というものを講すべきだと思うのですが、その辺の見解を、ひとつ農林大臣の代理として、この際方針を明らかに示していただきたいと思う。

○安倍政府委員 先生のお話は、森林資源の育成をどうしたらいいかということだらうと思いますが、これまで長官から具体的に説明もいたしたと思うのですが、御存じのようにわれわれの基本的な政策といたしましては、林業基本法に基づきましてつくりました森林資源に関する基本計画に即しましていろいろと積極的な方策を講じておるわけでございまして、今度ともいままでの御意見のようには、国有林あるいは民有林等に対する施策につきましても、まだまだ不十分な点も多々あると思うわけであります。農林省あるいは林野庁として積極的な立場で、今後の森林資源を確保するため、具体的な政策を強力に推進していくたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 たいへん抽象的なお答えなんですが、この昭和四十三年度に講じようとする施策の中にもいろいろなことを書いてあります、しかし最近、造林という点では総体的に停滞傾向だと思う。そして一部にはもう明らかに低下をしているというような状況が見られている。国有林だけは何とか少しずつふえている。水源涵養林のようなところが幾らかふえている。こういうような状況なんですね。しかもいま国有林の存在する地帯は、今日過疎対策といふようなものが講ぜられなければならぬような非常に問題の多いところであります。大体そういうところには労働力が非常

に払底してきている。そのほか、森林労働が年間を通じてなかなかないということやら、いろいろな要素と、いうものが重なり合っていいよいよそういう計画を変更しなければならないよう、木材の需要というものがふえているにもかかわらず、それを追いかける林業施策というものが非常に立ちおくれていると総体的に私は思うわけなんです。こういうものに対して、大蔵省としてそういう状況というものを作り、しっかりとらえて、やはり金を出すべきところは出す、というような態度に出なければならぬだろうと思うのです。

そこで伺いますが、この国有林野事業特別会計に対して一般会計からの繰り入れの状況は最近どういうことになっておりますか。これは独立採算の範囲内で造林もやり、あるいは民有林に対する助成をやつたり開発をやつたりというようなことになつておりますか。

○相沢 政府委員 国有林の固有の事業につきましては、これはその性質上独立採算のたてまえでございまして、一般会計からの繰り入れは行なつておりません。治山事業に関しまして、これは民有林もまた国有林につきましても、その所要財源を一般会計から治山勘定に繰り入れを行なつております。

○広瀬(秀)委員 その額を示してください。――時間がないから数字はあとでいいです。

ところで、独立採算でやつていい、治山事業だけ一般会計から繰り入れをしておる。現在の状況、それから将来の見通し、こういうものが、両政務次官、数字的に明らかにされたと思うのですね。

そこで、国有林の特別会計からの収入、森林資源を売り払った収入が大部分ですが、そういうものの中からのみ造林事業をやつて、いきましょう、開発事業もやつて、いきましょう。しかも今度、国有林野の特別会計の中の特別積立金引当資金というようなものの中から森林開発公団に対しても、ことしは五十億ぐらいですか、いままでもだいぶ繰り入れをやつてきたわけですが、そういうようなことでそういうところにもやらせる、林

道事業もやらせよう、それから特別林道、関連林道あるいは林道の災害復旧、みんな森林開発公団に、そういう国有林の特別会計の利益の中からやらしていこう、こうされるわけです。そんなことで日本本の森林資源の開発あるいは造成、特に一番問題の造成というものが積極的に進められるか。国有林のうちわざかに二〇%の人工林の比率しか持たないということ。巨大な天然林という名目で、いかにもふさふさとりっぱな天然林が山をおおっているように見ているかもしれないけれども、それなんかもきわめて貧弱なものでしかないわけですね。そういうものを人工造林していくといふ非常に重要な国土保全あるいは治山治水、こういうような見地から、また国土の総体的な高度の利用ということになれば、先ほど長官が言ったように、もうどんどん後退をせざるを得ないというところに私は来ていると思うのです。そういうものに対しては、一般的会計からでも、必要な面についてはどんどん長期的な見通し中で、自給率などもすみやかに改善をしていく、こういうような立場で何らかの手を打つべき段階に来ているのじゃないか。やはりそこまで一生懸命やらなければ、ほんとうに治山治水をしつかりやつた、国土の高度開発をやるんだということにはならぬだろうと思うのですね。この点について大蔵省、農林省の両次官からそれまでのみいままでどおり進めていくのか、もう少しお話をきりたい。これからどういうようになります、今まで行きます、独算制の幅の中で、その余裕のままであります。

国民のいろいろな経済外の利益と申しますか、青少年の精神の涵養とか、そういう意味から考えますと、非常に重要な意義を持つておると思います。

そこで、国有林が林野の中でどういう役割りを果たすべきかということでおざいますけれども、ただいま御指摘のように、国土の面積の中で林野庁所管の国有林の面積というのは大体二〇%を占めておるわけでございます。国有林外の民有林が四六%ということになつておるわけでございまして、国有林のみに大きなウエートをかけてこれら問題を全部解決するというわけにはまらない。やはりどうしても国有林と民有林とあわせて施策を講じていくことが必要ではないかと考えておるわけでござります。

そこで、国有林に対する国の財政の考え方でありますけれども、国有林の中で、特に治山事業その他国土保全に関するものについては、一般会計からこれを繰り入れていくということを從来もやつてまいりましたし、これからもやつしていく方針でございます。しかし、一般の造林事業の収支ということになりますと、これはやはりこれだけ広大な面積を持ち、また、かなり立地条件のいいところで造林事業をやつておるわけでありますから、その範囲内でいろいろな収支のやりくりをやっていくということがたてまえではなかろうかと考えておるわけであります。もちろん長期的に考えて、国有林野特別会計の中でやり切れないといふような特別な問題が出てくれば、これはまたいろいろ考へる余地があらうかと思いますけれども、現在の段階では、私はやはり治山事業その他国土保全の事業を除いては、国有林野特別会計の中でこれをやつしていくのがたてまえであるうと思つております。また、やり得ると考へております。

○安倍政府委員　ただいま広瀬委員のおっしゃいましたように、木材需要に対応して国内生産力を増大していくことは喫緊の要務であるわけですが、のために林野庁で各種の施策をやつておりま

ますが、おっしゃいましたように、国有林あるいは民有林等につきまして、まだまだ十分な点がならないのではないか、特別会計のワクの中だけでは不十分じやないかという御意見でございますが、われわれといたしましても、何としても財源を確保しなければ積極的な施策ができるわけですから、財源を確保するためには積極的な努力をいたしたいと思いますし、御趣旨のような点につきましても十分配慮を加え、積極的な立場でひとつ推進をしていかなければならぬのではないかと考えております。

るときはがて崖ななきれにい里すて持ふ う字はんけてりなる

そこで最後に、造林事業等を積極的に進めてい
、あるいは開発事業を進めていくにあたって、
じようとする施策の中でも一番問題になつてお
ますのは、そういう事業をやる地域においては
ずれも労働力不足というような問題に当面して
いるはずです。これは非常に今後の発展のために
重大な問題点だらうと思うのです。それで、い
くつかの問題を列記するに當りますが、これが一
くつかの問題であります。
国有林に勤いでおる人が、これは正式の公務員
人で国有林の事業に携わつておるといわれてお
る地位を持つておる人がおそらく三万人だとい
われておる、常用の職員といいますか、これが一
人、臨時が二万人、こういうような構成で約七
千人で国有林の事業に携わつておるといわれてお
るわけであります、この常用、臨時というよう
な人たちに対する賃金の問題、あるいはできる限
れば、何ヵ年計画を立てたところで、それがみ
な計画倒れに終わって、みんな計画よりは少し
下回りました、下回りました、毎年そういう数
がこそから出てくるのじやないか、こういうよ
におそれられるわけであります。
この四十三年度に講じようという施策の中で
、従業員対策というものがかなりウエートを
持つて書かれておりますが、非常に抽象的であつ
たうものは解決つかないとと思うのです。要する
に、その人たちにしっかりと生活の基礎を得ら
う。青年の山をつくるなんということもいかにも
心いつきで、こんなことで深刻な従業員の問題と
なれば、何ヵ年計画を立てたところで、それがみ
な計画倒れに終わって、みんな計画よりは少し
下回りました、下回りました、毎年そういう数
がこそから出てくるのじやないか、こういうよ
におそれられるわけであります。

え方、じの施策に決つかねはやれ見える。と思うのり、そな出かけ組織を通じて障してちゃんとするといそうとい足りない。いたしますが、して最もした雇用わけでござ流出を、働力をなってこを確保したよきまじならなく年化と、働的な点を置ならなます。

こういう対策というものを具体的に——」と書いてあるようなことだけではなくて解説。思いつきの対策ではだめだ。抜本的に、その人たちに當時的な仕事を計画的に与える。あるいは若干の移動くらいはやむを得ないのですが、これは林野庁なり国なり、県なりいうようなものの責任において、浮浪的で、平らに仕事を与える。賃金をちゃんと保證していく。そして森林労働者、山林労働者で、食っていがれるような生活の基盤を保障する立場でのそういうことも考慮して、年間で、いつうう点ではやはり根本的な配慮というものがござります。御存じのよろな最近の実情からおましても、労働力がどんどん都市のはうに出てしまって、森林開発に伴うところの労働も大きな悩みは、広瀬委員のおっしゃいましたが、雇用問題であるし、雇用対策であろうと思うのです。御存じのよろな最近の実情からおまでも、労働力を確保するための、いま広瀬委員がおっしゃいましたが、雇用を確保する、定着させるという、いわゆる通常労働者に対するものにこれを改めていくといふところに重視して、ひとつの労働対策を進めていかなければいけない、そういうふうに考えておるわけであり、そうして前進をさせて、国有林のこの特

別会計の職員ら、やはり引き成するも予算に考えて、求めておる。○片山答弁さるためのを、何していく。そういうふうにたして、そこにある問題つが御説明が、定期的に御説明いたしました。されや年的なしてまることにございましまし、が二千一千ございというす。し百名、ございまのようございまつま

員といふう
な待遇を得
くらいいの
日本の森林野
人の林野事
務員といふ
くといふ
う気持ちは
ただいき
な務務でこ
れに、林業
の他によく
を問わず、
きましては
いうのはサ
アロウと
ります。
・国有林の
の定期作業
ように同
きましては
いうのはサ
アロウと
ります。
あります
持つていい
のようによ
けであります
四十一年春
作業員のた
今後定期員
の補充と
います。
、四十一
の規制が
内に任用し
の閣議決
員といふう
な待遇を得
くらいいの
日本の森林野
人の林野事
務員といふ
くといふ
う気持ちは
ただいき
な務務でこ
れに、林業
の他によく
を問わず、
きましては
いうのはサ
アロウと
ります。
・国有林の
の定期作業
のように同
きましては
いうのはサ
アロウと
ります。
あります
持つていい
のようによ
けであります
四十一年春
作業員のた
今後定期員
の補充と
います。

したがいまして、そ
こざいます。御承知
定で定員の規制がご
ういう形で極力やつて
いたりまして、初期にあつたわけでもなく、ということを努力
ます。この常用の労務者に対する
の常用の労務者に対する
の生産を円滑に進め
く、これはどうして
よな立場で前向き
はありますか。そう
しての答弁を最後に
ます。
ま安倍政務次官が御
の生産を円滑に進め
く、これはどうして
よな立場で前向き
はありますか。そ
うしての答弁を最後に
ます。
るまして通年化して
く、これはどうして
よな立場で前向き
はありますか。そ
うしての答弁を最後に
ます。
たわけであります
るまして通年化して
く、これはどうして
よな立場で前向き
はありますか。そ
うしての答弁を最後に
ます。

の問題につきましては今後ともそのような方向で努力してまいりたいと思います。

それから一般の常用の問題につきましては、これは山村のいわゆる労働事情、労働条件、そういうものが都市と比較しますと確かに非常に格差があるよう思います。したがいまして、そういう格差のは正ということでおわれわれは努力しながらその待遇を高めてまいりたいという態度で今後とも努力していく。

以上でございます。

○相沢政府委員 常用作業員のうち、機械化要員等の定員化の問題につきましては、ただいま林野庁長官から答弁ございましたとおり、一応常用職員の定員外職員の定員組み入れの措置につきましては、三十九年度をもって終了したということになつており、三十七年一月十九日の閣議決定によりまして、今後定員外の常用職員をできるだけ生じないように各省とも努力するというふうな申し合わせにもなつておるわけでございます。したがいまして、機械化要員の定員組み入れを定員増加の形をもつて解決することは、これはそのときの閣議決定の趣旨にもどることにもなりますのでございませんが、欠員を生ずる場合に、その範囲内においてこれを定員に組み入れることにつきましては、私どももけつこうだと存じております。

問題は、ただ国有林野事業特別会計の給与予算がこの定員組み入れに不十分ではないかといった点にあるかと思ひますが、この点につきましては私どもも国有林野事業の職員の離職率、したがいまして、定期昇給に要する財源等を今後なお慎重に検討いたしまして、できるだけ実態に即するようになります。そういうような措置をすることによりまして、この機械化要員の定員組み入れはやや前進するのではないかというふうに考えております。

なお、その他の職員の給与等の問題につきましては、これは毎年度他の屋外労務者の賃金の上上がり等を勘案いたしまして、その引き上げの予算措

置を講じているわけでございますが、今後もなおその実態に即しまして給与の改定を考えていきたくと思っております。

○渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席) 「渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席」

○広瀬(秀)委員 これで終わりますけれども、特に常用作業員の定員化というようなもの、あるいはその他の臨時の作業員の人たちに対する労働条件の改善というようなことは、日本のこれから森林行政を論ずるにあたつて一番中心の問題だと思ひますし、このことができるかできないかがこの改善といふことには、日本のこれから森林行政を論ずるにあたつて一番中心の問題だと思ひますし、このことができるかできないかがこの改善といふことには、日本のこれから森林資源を開発、高度利用というような点からも非常に重大なポイントだと思いますので大蔵省としても常に——大蔵省はもう定員をぶつた切らんとうに日本の森林資源を開発し、増大をさせていく、人工林の比率を上げていく、資源の自給率を高めていく、こういうような角度から、十分努力していただきたい、このことを要請をいたしまして、終わります。

○田村委員長 次に、森義視君の質疑に入るのであります。吉村清英君が御出席になっております。

森義視君。

○森(義)委員 質問の最初に、委員長から、約三分の約束でありますのでよろしくという時間制限がござります。私は、できるだけ委員長の御趣旨に沿つて議事進行に協力したいと思います。つきましては、答弁に立たれる方々も簡明に要領よく答弁をしていただかないといふ、質問者だけが協力しましても、時間がオーバーする場合があると思ひます。よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、本法案の具体的な内容につきましては担当委員会の同僚の皆さんからいろいろと御質問があると思いますので、そのほうに譲ることとしてしまして、時間の関係がござりますので、私は

まず第一に、水源涵養造林について従来の官行造林から三十六年に公團造林に移った経緯について、国でこれを管理するのは非常にむずかしくあります。昭和四十三年四月二十四日

て、いたきました資料、「公團造林事業の概要」の二二ページに要点が書かれてあるのです。が、これでは全く了解に苦しむわけです。したがつて、その点について官行造林から公團造林に移った経緯をいま一度林野庁長官から御説明をいだきたいと思います。

○片山(正)政府委員 三十六年に官行造林から水源造林に移ったわけですが、御承知のように、官行造林というのは市町村を対象にして從来やつておつたわけでございますが、三十三年でございましたか、水源造林をあわせ含めまして

やるということになつたわけでございます。しかし、三十六年の段階におきまして水源造林の姿が非常に奥地化してきたということが第一点でござります。それからもう一点は、非常に分散してかつ零細な面積になつてきたという姿があつたわけでございます。そのような姿がなかなか国としてございました。それからもう一点は、非常に分散して、終わります。

○片山(正)政府委員 三十六年に官行造林から公團造林に切りかえられた

十五年で終わる。そこでたまたま森林開発公團の

ナンセンスだと私は思ひます。むろんそのこ

とよりも、ここにはりきり書いてありますように、

森林開発公團の熊野、劍山の林道問題は、大体三

十五年で終わる。そこでたまたま森林開発公團の

手がすいておるから、こういうややこしい仕事は

公團にやつてもらつたらどうだろうか、こういうところに官行造林から公團造林に切りかえられた

基本的なねらいがあつたのではないですか、いま一度長官から御答弁願いたい。

○片山(正)政府委員 確かに御指摘のように熊野、劍山の事業が、この段階においておおむね終了するということはあつたわけでございます。しかし、公團造林の推進、いわゆる水源涵養造林を今後推進していくくという場合におきましては、た

だいま申しました公團方式と、地元の

非常な造林の意欲を持つておる方々あるいはそれ

らの技術を持っておる方々、それらのものを有効に活用しながら公團においては計画的な資金的あるいは技術的な、そういう指導を行ないな

がらやつていくといふ体制が非常にマッチした姿であるというふうに判断したがゆえに、そのよう

なことをやつたわけでございます。

○森(義)委員 いま長官から説明のあつたよう

なってきた、そういういま述べられたような理由が書いてあるわけです。国有林の膨大な林野庁の

機構をもつてもなかなかやれないところを、

零細な五百名の森林開発公團でやるというふうな

ことは、全くそれは主客転倒していると思うわけ

です。林野庁の組織というのは、全国すみずみに

まで組織を持っているわけです。そこでやれない

ことが、五百名ばかりの小さな森林開発公團で、

かゆいところに手の届くような、そういう施策が

できるというふうな長官の説明のしかたは、全く

がつて、その点について官行造林から公團造林に

いたきました資料、「公團造林事業の概要」

のは、当面のきわめて重大な課題になつてゐるわけです。林業が持つ公共的役割の中核になるのは、この水源林涵養だと思うわけです。そういうたてまえからいうならば、水源林涵養は林野行政の中の中核的な位置づけに据えられなくてはならない。それを、行管からいつ整理されるかわからぬよう、整理の第一対象になつておる公団造林に、国がさせなければならない重要な最高のかなめを移したといふのはどういうことか。私は当然これは官行造林によつて、國の責任において、林業の持つ公共的使命の中核的な役割を果たす水源林涵養にならるべきものだ、こういふように思うのですが、いかがですか。

○片山(正)政府委員 水源林造成という問題が国の施策として重要である、それに対する林野庁の態度がいかぬといふふうに感じたわけでございまが、御承知のように、保安林整備臨時措置法といふのがございまして、昭和二十九年に発足いたしました、十カ年の期限法であつたわけでございまます。それによつて保安林の整備をやつてしまつたわけです、その整備の終わる年におきまして、さらにつとめをして、十カ年延長をして現在に至つておるわけでございまます。したがいまして、その保安林整備という形で林野庁がそれぞれ企画をいたしましたその中の一環としまして水源林造成、いわゆる保安林を指定をしまして水源林造成ということをやつておるわけでござります。

御承知のよう、國といたしましては、国有林、重要流域におきましては、公团方式によつともに、民有林におきましては、公團方式によつてその完成をはかつていくといふ形によつて、これを遂行していくといふことがいいのじやないか、そういう形で進んでおるわけでござります。

○森(義)委員 御承知のよう、現在保安林は十七種類ございます。その中で水源林涵養、土砂流

まして、現在検討はいたしておるわけござります。

したがいまして、私のほうといたしましては、そのような基本的な問題もございます。ただねらいとしましては、あくまで水源林造成を計画的に完成するというのを一番の問題点として対処してまいりたいという態度でございます。

○森(義)委員 冒頭に、答弁を的をはずさないようになると私がお断わりしたのはそこんですが、盛んに的をはずした答弁をしておられます。私は政策論上の位置づけを言つておるわけですが、政策というのは少なくとも基本的なものの考え方です。そういう問題をはずして、現実の問題で逃げようとしておるわけですが、これはそれなりの理由があると思うわけです。

今日の森林開発公団が生まれた経緯から、あるいはこれから行管がら整理されようとするのを何とか守ろうとする林野官僚の考え方から、当然この問題については本質論に触ると答弁しにくくなるので逃げおられるのもよくわかるわけでございますが、先ほど長官も少し触れられましたように、官行造林の問題について、これは御承知のように、入会林の近代化法案のときにも、官行造林の復活についての検討を附帯決議としてつけられました。今度の森林法の一部改正についても、一般参議院で官行造林の復活についての検討が附帯決議としてつけられたわけであります。少なくとも今日、造林の問題について考える場合に、いまのよう複雑多岐に分かれた造林方式では、生産基盤の整備の重要ななかめである造林がスムーズにいくはずございません。したがってわが党はかねてから、造林法という単独立法をつくって、日本の林业の将来の生産基盤に重要な造林法、それともう一つは林道法、この二つをつくるべくして生産基盤の拡充をはかるべきであるということを主張してきたわけなんです。そういう見地から申し上げますならば、まず造林法という単独立法ができる、いまの複雑多岐に分かれた造林関係の諸法規が交通整理されることには必要であります。

すけれども、そのまず前提として、私は官行造林の復活というものを考えていいのじゃないか。これは各党共通の附帯決議の中につけられておる問題であつて、入会林野のときにも、森林法の一部改訂のときにもつけられておるわけです。その問題をことさらに回避しようとするその考え方の基礎にあるものは何かというと、しない問題については出資論でごまかそう、そして政策論上の重要な位置づけというものをはぐらかそうといふ考え方方がその根底にあるのじゃないか、そう思ふわけなんです。その点について、入会林野の近代化法に対する附帯決議なり、それをどういうふうに検討されようとしておるのか、この点一点、ぜひ長官から確たる御回答をいただいておきたいと思ひます。

○片山(正)政府委員 重ねての御質問でござりますが、ただいま申し上げましたような、造林の推進というのが林业の基本的態度でございます。したがいまして、この前の入会林野の場合の附帯決議の官行造林の検討ということもござります。われわれはそういう意味で検討は進めておるわけですね。少なくとも資本主義社会においては、投資による官行造林の姿、どういう位置づけ、どういう方という答申もあわせていただいておるわけでござりますので、造林の推進という形において、從来の官行造林の姿、どういう有効なやり方というような推進、どういうような有効なやり方というような問題についていま検討をやつておるわけでござります。今回この森林法におきましてもそのよ

うな附帯決議がまたついたわけでございます。われわれは官行造林を避けているわけじゃございませんで、そういうような意味で、造林推進の一環としてどうあるべきかという点を検討いたしておる次第でござります。

私はそのことを指摘しているわけです。

だから、その点は長官も、少なくとも林业を長期にわたって担当しておられる最高の責任者として十分お感じになつておられるのだけれども、何とかして森林開発公団を存命させ、それを拡大強化しよう、そういう前提に立つてものを言つておられるものだから、政策論と現実論とが食い違つてくるわけだ。私は造林問題について、官行造林の復活だけを主張しておるのはあります。全体の問題として日本の林业の振興の基盤になる問題を追及するのであって、特にその公益性の重要な役割りを果たす水源林整備等について、申しましたような土砂流出防止保安林等の造林について、最も中核に置かれなくてはならない問題である。そういう問題が私は公団の関係でうまくいくつておるからと、いうことだけ、政策というものを絶対抜きにして処理していいのかどうか、そういうことを実はお尋ねしているわけなんです。ところが長官はどうしても、生産基盤のない手である、重要なファクターである造林の問題について、現状肯定主義で先ほどから答弁をしておられるわけなんです。ところが、現状はそれがうまくいくつておるのか、うまくいくつてないわけなんですね。少なくとも民有林の造林については計画どおりいつていい。当然なんです。いまの補助単価で五十年先の収益を予想して投資するというような、そういう人はおらないわけなんです。だから、補助造林のほうがずんずん減つていつていい。これは私は当然の帰結だと思うわけです。少なくとも資本主義社会においては、投資された資本がどれだけの速度で回転するかによつて勝負がきまる。そのときに投資した資本が五十年先でなければ回収してこない、こんな林业に投資する資本家はおりません。いわゆる財産保全的な感覚でのみようやく造林が行なわれておる。こういう状態の中で、造林という林业の重要な生産基盤の中核である、要素である問題について、林业の考え方方は当面を何とか糊塗していこうといふ考え方方に終始しておるところに問題点がある。

て、公團が国の投資によってこれをやる、投資の確保をはかる、資金の確保をはかる、これが一番重要じゃないかというふうに思う次第でござります。したがいまして、今回の改正におきましても、直接出資のほか資金運用部資金からお借りいたしまして、その資金を確保しながらこれを推進していく、あくまで国の力というものが必要であらう、このように思うわけでございます。

そこで、たたかねの実行方法として国有林をこれからがやるのかやらぬのか、こういう問題になるわけでございます。これは先ほどもちょっと触れたように、國みずからがやる場合に、非常に零細であり、分散しておるというような姿、たとえばこれを見にとりますと、従来官行造林でやつております面積といふものは、現在公團がやつております平均面積の、およそ、少なくとも倍以上でござります。それから公團がいま契約しております面積は、件数にいたしましてほとんど過半が三十ヘクタール以下の小さなものである、これも実態でございます。そういうようなものを国みずからが管理し運営していくということにおきましては、機構の問題、さらに官行造林管署、そういうものをつくって管理していかなければ、なかなか思うようにいかないというのがいままでの経緯でございます。したがいまして、そういうことじやなしに、やはり公團の機構を活用いたしまして、かつ地元の意欲を活用いたしまして、これを調整していく。しかし、資金については、先生のおっしゃるやうに、國みずからがこれに対処していく態度でなければ、なかなかできないのではないかというようなことでわれわれは対処してまいりたる。一方、官行造林等につきましてのあり方といふ問題については、造林全般の問題として、何度も繰り返すようでございますが検討してまいりました。いといふうに存する次第でございます。

○森(義)委員　だいぶ私の質問と合つてしましました。先ほどからはそつち向いて答弁しておつたまことに思ひますが、だいぶ合ってきたわけです。そこで私は、零細、細分化されておるのを国が

直接やるということについては非常に手間がかかるつて困るんだ、それで公団にやらすんだ——公団は五百人くらいでしよう。いま四万人の定員なり陣容を持ち、しかも明治二年からこちら、ずっと森林行政を担当しておる、緻密な組織網と経験を持つておる林野庁がやれなことが、五百名の森林開発公団で、かゆいところに手の届くような形でやれるということはどういうことで出てくるか。私は逆だと思う。林野庁が、国がやることによって初めて、どのようなべき地においても、どのように零細化、分散化されておても、手の届く体制があるのです。また、造林されたあといろいろな御相談に応じられる体制があると思うわけなんです。いま公団が分収造林をやって、そのあと実際に育林の問題について、どれだけ微に入り細にわたって山林所有者との間のパイプが通じておるのか。五百人くらいの人員で全国の重要な水源林涵養の造林について、微に入り細にわたり、森林開発公団の職員の皆さんとはものすごい能力を持っておると思う。森林開発公団の職員の皆さんには、これだけじゃなく、また峰越し林道、スーパー林道もやっておるんでしょう。五百名近くいる人員の中で、重要な幹線道路をやっておるわけです。片方で幹線道路をやりながら、片方では水源林涵養や、国有林でできないようなことがやれるという、そういう理論はどこから出てくるのですか。公団のほうが人員が少なくて全部済みますよ。国有林でやれないことが公団でやれるのだ、私はそれはおかしいと思う。それだったら国有林の労働者はみんな遊んでおるのか、公団の労働者ひとりが神様のような能力を持つておるのか、いすれかでなければできないわけです。そんな矛盾は出てこないはずなんです。そんなことは私は逃げ口上だと思う。

るよりも公団でやつたほうがスムーズにいつておる、こうおっしゃるのだけれども、政策の基本に位置づけたら、國が責任を持ってやる、これがまづかなめである。國でやれないことを公団がやれるというその説明をいま一度長官からお聞きしたいわけでございます。現地の住民から喜ばれておる、こういうことでございますが、公団でわずか五百名の陣容で造林されたあととの管理について、地元とそれほどスムーズにパイプが通じておるということは、私は聞いておらないわけです。むしろ国有林がやつたほうが、私はその点についてはパイプを通じる機構と組織をいま持つておる、こういうふうに確信をしておるわけでございますが、いかがでございますか。

○森(義)委員 官行造林のやり方と、それから森林開発公団の造林のやり方の違うのは、私は知つております。そういう点については、私どもは官行造林を復活すべきであるというのが、これは衆参両院における農林水産委員会の決議であります。だから、そこまで世話を見てやるべきであるという考え方で、官行造林の問題についての附帯決議をつけているわけなんです。そういう点については、長官の先ほどからの答弁を聞いておりますと、どうも官行造林の問題については、まだまだ検討して、あるいは造林全体についての検討の中で官行造林の位置づけというものに非常にウエートを置いたものの考え方というものに、まだ立っておられないよう思うのです。私はくどいようですが、こういう国会における法案審議の際において、附帯決議がされた問題というのは、しかも与野党一致して付された問題というものは、これがかな傾向を生んでいる、こういうふうに思つわけです。だから、そういう点についてはもう一回、私は官行造林の復活について、それではどういう検討をし、先ほど申しました造林全体の問題についてのこれから展望をどういうふうにお考えになつており、その中で官行造林の復活といふものをどこに位置づけようと考え方られておるか、こういう点について、これ以上この問題は聞きますが、もう一回だけお答えを願いたい。

○森(義)委員 だいぶ私の質問と合ってきまし

私は逃げ口上だと思う。國が責任を持つてやらなければならない政策上の重要な中心であるということは長官もいま認められたわけです。しかしやり方については、零細

の同じ姿でないところが、造林の零細なもの、分散されたものをそれに適した姿で推進していくということに適合した姿ではないだろうかというふうに思つてゐる次第であります。

さいたて 目不休野事美に文一の名目、おおむねす。それらを十分検討いたしまして、先生の御趣

さして、目本邦野喜美にて、御題を以て、御題を以て、す。それらをする十分検討いたしまして、先生の御趣旨も十分に了解でござりますので、造林の御趣旨の一覧について、「竹下省」の問題を一々食す、推進の

○片山(正)政府委員 先ほどもるる御説明申し上げましたように、造林の推進につきましては、林野庁といいたしましても今後重大な問題だと思っておるわけでござります。かつまた、附帯決議もござります。

にべしてのことをかれの展望をとくしむる所が、それがいつになつており、その中で官行造林の復活といふものをどこに位置づけようと考へられておるか、こういう点について、これ以上この問題は聞きませんが、もう一回だけお答えを願いたい。

れがちな傾向を生んでいる、こういうふうに思うわけです。だから、そういう点についてはもう一回、私は官行造林の復活について、それではどういう検討をし、先ほど申しました造林全体の問題

が、法律さえ通つたらいいのだというふうに見ら
題が軽視されるところに、国会の審議というもの
が、当面のやはり重要な問題点なんです。そういう問
題はおいて附帯決議がなされた問題といひのには、
かも与野党一致して付された問題といひのには、

中で官行造林の位置づけというものに非常にウエートを置いたものの考え方というものに、まだ立つておられないよう思うのです。私はくどうようですが、こういう国会における法案審議の際

決議をつけているわけなんです。そういう点については、長官の先ほどどからの答弁を聞いておりま
すと、どうも官行造林の問題については、まだま
だ検討して、あるいは造林全体についての検討の

ております。そういう点については、私どもは官行造林を復活すべきであるというのですが、これは衆参両院における農林水産委員会の決議であります。だから、そこまで世話を見てやるべきである

○森(義委員) 〔委員長退席、金子(一)委員長代理着席〕
林開発会社の造林のやり方の方と、それから森

○森(義)委員 それでは時間もありませんので、いま一点だけお聞きしておきたいわけです。

○森(義)委員 それでは時間もありませんので、いま一点だけお聞きしておきたいわけです。

臨時措置法に準拠した水源林を完成する上に必要じゃなかろうか、計画的、安定的に出すのが必要

資金をお回し願うということで、私どもは安心して専心この事業に従事をしてまいれると思つてお

いうことさえはつきり確約をして法を改正する必要はない。

とつておれば、あえ
むしろそのことのほ

今度この法改正で、今まで特別積立金引当金の中から、林業振興のためという形で一般会計に繰り入れられて、用途を明示して一般会計の手から森林開発公團にきておったのが、今度はストレートで出す。ストレートで出すことと、從来までのいわゆる一般会計に繰り入れて国の予算的措置の

中で出してくる方法と、どういうふうに違うのでしょうか。どこにメリットがあるのですか。いままでのやり方でやつたら、こういう点において問題がある、これを国有林野の特別会計のほうからトレートで森林開発公団におろせばこういうリストがあるんだという点について、長官の御質

弁をお願いしたい。

が完成されてきておるわけでござりますが、そなへ一般会計から公団に出資いたしまして、水源林造営が完成されてきておるわけでござりますが、それと大体同額が国有林野特別会計積立金引当資金から回つておるわけでござります。なお、特別会計の引当資金の使途でございますが、それは御承知のように、その大部分が水源林造林に充てられてきました。 いう経緯がござります。

そこで、特別会計の現状でございますが、今後伐採量というものがここ五年ぐらいはふえていふないという現状がござります。なおまた、労資合意ははじめとするその他のものについては対処してもらわなければならないという実態がござります。そのような前提を一応考えますと、特別積立金当資金が大幅にふえていくことがなかなか困難ではないだろうかというふうに一応想定さるでございます。したがいまして、この段階で四十三年度末大体百三十億ぐらいの特別積立金当資金になる見込みでございますが、そういうのを従来の経緯を考えまして、優先的にこれをやるのを造林につき込んでいくのが目下の保安林整備事業

○森(義)委員 この際、参考人を呼んでおりますのでお尋ねいたします。

す。 して、そういう手数をかけずにこれを優先的に、安定的に推進するというのであれば、直接出資することが妥当ではないだらうかと、いろいろと考えまして、お願いを申し上げた次第でございま

○森(義)委員 他の方法でというとどういうことがありますか。
○吉村参考人 私は、ただいまその成案があるわけではないのでございます。

も、事業が重要であるために、もし国有林からも
らえなかつた場合にどこからもらいたい。そん
なあいまいな形でこの問題を私は処理できないと
思う。どうですか長官、その点についてもし国有
林野から一般会計に繰り入れる財源がなかつた場
合においては、従来だけの額は一般会計の中から
補つてもらう、こういう形でやるほうがむしろ全
般的な水源林造林の重要性からいって正しいので

森林開発公團の理事長、いまお聞きになつたような長官の説明であります。そこで、ここ二、三年の間とおっしゃいましたが、国有林の特別積立金引当資金がふえるるという見込みはない、こういうことなんですが、そういうことでストレートでくる。ところが、ストレートでこなくなつた場合に大蔵省がその分を負担する、こういう形に約束はできておるのかどうか。いままでだつたら、大蔵省の一般会計の中からこれは出されておつたわけですね。ところが、今度はストレートでくる。ストレートで常時コンスタントに確保できるという状態じゃない、また、ここ数年減る可能性が強い。こういうことなんですが、たとえば昭和四十年から四十一年のように、国有林の赤字が出るというような状態の中では、皆さんのこれから仕事をしていく上において問題点があるわけですね。そういう点について、いまの形、むしろ財政に依存しているという形のほうがいい、安心感があるんじゃないいか、私はこういうふうに思うのですが、その点はいかがですか。

別会計の中で赤字を出してもその問題はやらなくちゃならない問題なんです。ところが、今後出資金というものを特別積立金引当資金の中から出していく。これが切れてしまったらどこから出すかという策がはつきりしてない。こううい不安定な形で国の政策のかなめの財政的な裏づけを考えておるというところに問題があるということを先ほどから指摘しておるわけです。大蔵省は国有林野特別会計の中から一般会計に繰り入れられた中で、ずっと水源林の造林に優先的に今まで出しておるじゃないですか。どこへ使われるかわからぬから今度優先的に出していくんだ、それは私が從来のこと五、六年の経過を見ますと、大蔵省のほうではっきりとこれは予算化しておるじゃないですか。一般会計に繰り入れられた中で重点は水源林造林の大蔵省で、国有林野から一般会計に繰り入れられたいと林業振興のためにしか使えないわけで、その振興の中でも水源林の造林にこれを使ってもらいたいと

〇片山(正)政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、優先的に特別積立金引当資金を確保するといたことで申し上げたわけでございますが、一般会計からの出資というものをこの法案の改正において閉ざしておるというものではないと解釈をいたします。

〇森(義)委員 そうすると、二重に一般会計からも支出されるというわけですか。必要な場合にはいわゆる国有林野特別会計からストレートに出して、不足する場合においては一般会計から今までどおり出される、こういうことですか。

〇片山(正)政府委員 特別積立金引当資金がゼロになってしまった、全然なくなつたという段階におきましては、一般会計からの道を閉ざしているわけではございませんので、お打ち合わせをしてまいりたい、かよう申し上げたのであります。

〇森(義)委員 大蔵省の主計局次長にお伺いいたしました。

いま長官から、国有林野から出資する財源がなくなつた、そういう場合においては大蔵省として正しいと思うのです。その点はどうお考えですか。

〇片山(正)政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、優先的に特別積立金引当資金を確保するといたことで申し上げたわけでございますが、一般会計からの出資というものをこの法案の改正において閉ざしておるというものではないと解釈をいたします。

〇森(義)委員 そうすると、二重に一般会計からも支出されるというわけですか。必要な場合にはいわゆる国有林野特別会計からストレートに出して、不足する場合においては一般会計から今までどおり出される、こういうことですか。

〇片山(正)政府委員 特別積立金引当資金がゼロになってしまった、全然なくなつたという段階におきましては、一般会計からの道を閉ざしているわけではございませんので、お打ち合わせをしてまいりたい、かよう申し上げたのであります。

〇森(義)委員 大蔵省の主計局次長にお伺いいたしました。

いま長官から、国有林野から出資する財源がなくなつた、そういう場合においては大蔵省として正しいと思うのです。その点はどうお考えですか。

は一般会計から水源林造林の出資をする、こういう答弁でございますが、そういう約束ができるておるのでですか。

○相沢政府委員 特別積立金等に資本金かセドになつて、森林開発公団に対するどういうふうな財政措置をするかについては、そういう事

篤になるかどうかわかりませんので、別に打ち合せはしていませんが、水源林の性質上一般の融資のみをもつてしては、金利の関係からいたしましても、これはまだ見えないことは明らかでございます。したがいまして、特別積立金引当資金が枯渇した場合におきましては、過去におきまして相当な、四十二年度末までに百八十三億、それからことしの三十三億を入れますと二百十六億の出資があり、なおかつ今後も出資が行なわれていくわけでございますので、その出資の量とそれまでの間の借り入れ金額、それが関係から出てまいりますところの金利、それとそれから公団が採算上払い得るところの金利、そういうものを検討して、やはりその時点においてはやはり一般会計から出資をする、そうしなければならぬというふうに考えております。一般会計からの出資の道は当然現在でも開かれておるわけでござりますから、そういうた時点になりますとならば当然一般会計からこれは繰り入れていくというふうに考えております。

○森(義)委員 国有林特別会計から繰り入れがやり得る積立金引当資金がなくなつた場合においては、いま主計局次長の言うように、これは長官のちやならない国の重大な施策だという認識から出でるのだと思います。そうすれば何もいまストレートに出さなくとも、今までの方法と同じでやつていいのじゃないですか。それほど大蔵省のほうは認識があるわけだ。国有林から金がいかな

くとも必要があれば金は出すと言っている。だから、国有林から一般会計に入れ込んでも、一般会計からよそに使われるという心配はないじやありませんか。それはひもつきの金なんですか、ちゃんと法律上は一般会計に繰り入れる場合は林業振興のために使う。だから、いまのストレートの方法というの私は必要ないと思います。国有林が一般会計の中取り扱われてきた従来の方針を踏襲して、森林開発公団が水源林造林をやっていく上においては何ら支障はない。金がなかつた場合においては——国有林の繰り入れがなかつた場合においては、一般会計の財政の中から出していこう、こういう決意をいま披瀝しておられるわけですから、これをどうしてストレートで公団のほうに出すというふうに法を改正してまでやらなくちゃならないのですか。しかも法案の中には「当分の間、」と書いてある。そういう重要な国の政策の中心になる問題について「当分の間、」というような書き方自体もおかしいと思うのです。その点、メリットという問題、これは理解できなわけなんです。ストレートで出す。それは長官は、林野庁出身の役人の皆さん方が森林開発公団におられるので、大蔵省へ頭を下げてがあがあと言うよりも直接林野庁と話をしたほうが話しやすいだろう、そういう人間性の問題で考えるなら別ですよ。しかし、私は少なくとも国の財政を考える場合にそんな問題が中心になつては間違いだと思うわけです。いま笑つておられるが、そうだと思う。そうすればストレートでいくのはどういうメリットがあるのか、私は一般会計に入つたほうが水源林造林という重要な政策上の問題点が資金の裏づけにおいても明確に確立される、こういうようにも思うわけですが、いかがですか。

り入れる場合に限り、予算の定めるところによ
り、使用することがができる。」となつておりま
し、この特別積立金引当資金が林業振興のため
みに充てられるということにはなつておりませ
ん。したがいまして、国有林野事業特別会計から
一般会計に繰り入れた金が森林開発公団への出資
その他林業の振興のために使われるといふいわば
保証がないわけでござります。その点が現在の制
度上森林開発公団への出資を優先的に考えます場
合に規定上問題になつてくる点でございます。そ
して過去におきましては、御案内のとおり、この
繰り入れました金額のうち相当額まで一般会計か
ら森林開発公団への出資に充てられておるわけで
ござりますが、これはあくまでも一般会計から森
林開発公団へ対する出資でございまして、国有林
野事業特別会計としては何らのいわば権利を持つ
てはいらない。で、今回の改正法によつて、森林開発
公団へ国有林野事業特別会計から直接に出資をす
ることができるようになりますと、林野事業として
ては出資權を持つわけでござります。したがいま
して、いわば林野事業特別会計の内部留保を厚くす
ることができることになる、こういった利点もござ
ります。

いまして、将来国有林事業の運営のやり方にそのままかつこういう森林開発公団への出資が国有林野事業から直接行なわれるというような形が、その状態になつても統けられるかどうかといった点につきましても問題があらうかと存じまして、このような制度の改正を「当分の間」というふうにしたわけでござります。

○森(義)委員 いまの主計局次長の御説明で大体わかつてまいりましたが、確かに法律上は林業の振興その他といふ形で林業の振興に限定をいたしておりません。しかし、従来の取り扱い方は、具体的な数字が示しますように、水源林造林に一番ウエートを置いた形でどんどん年々ふえてきておるわけですね。それから先ほど、かりに国有林野事業特別会計から的一般会計への繰り入れがなくとも、必要な場合においては出すというくらいのこれは重要性を持つた出資である、こういうふうに御答弁をいただいておるわけでござりますから、おそらく国有林からきた金を、重要な水源林造林に必要な経費が重要なかなめとしてあるのに、ほかに回すというようなことはあり得ないだろう。したがつて、法文上はそういう道があるのだから、必ずしも水源林造林に全部回されるとは限らないのだからといふうな説明はできますけれども、今日までとりきたった経過と、いま考えられておる水源林造林の重要性ということから私はそういうことはあり得ない。法を改正してまでそういうことをしなくとも、国有林特別会計から繰り入れの特別積立金引当資金の問題について、これは水源林造林に重点的に出資するということさえ明確に大蔵省のほうから御答弁があるならば、法律改正を必要としないで、それで済むことなんですね。

こういうふうに私は考えるわけなんですが、今一度の出資と財投が二対一という比率になつておりますけれども、十七億、三十三億、この比率は今後ともそういう比率で考えていかれるのですか。

○永井委員 四十一年の四月に決定いたしました森林資源に関する基本計画、需給に関する長期の見通し、こういうものは承知しております。また、造林は六十年度までに、林道は六十五年度まで、これの目標に達したいという、こういう目標も承知しております。しかし、いま長官が触られたように、造林一つとりまして、実際は三十六年をピークにいたしまして下がつておる、それは民有林のほうが下がつて国有林のほうはそう減つてない。林業の報告では、国有林はふえていると言いますが、実際は九万ヘクタールを割つておるのではないかと思うのでありますと、こういう計画でいきますと、いま言つた造林を六十年度までに四百九十八万ヘクタールを実現するとい

うような目標さえできぬのではないか。いわんや造林したあといろいろな障害、そういうものを差し引きますと、実際にふえていく量としては、もっと造林を増強して、その中にリスクを織り込んで最低の条件で、いろいろなものが起こります。でも目標は達成できるという確実性のある計画を実行するのではなければいけないと思うのです。林道なんかにいたしましても同様であります。ありますから、私はそういう状況から見ますと、それならば需要は最初の計画どおりの需要増なかどうか。需要は最初の目標よりもうんと伸びているのではないか、生産は予定よりも伸びない、それを下回っている、こういうアンバランスがこの計画の実行の当初においてすでに出ておる。これがずっと目標年度までいきましたときの格差といふもの、アンバランスといふものはもつと拡大され大きなものになるのではないか、こう私は思うのですが、そういう需給の関係、それから計画の中における基本的な問題点、そういうもののをどううふうに的確におつかみになつておるかどうかを、あらためてさらにお伺いをしたいと思います。

○片山(正)政府委員 御指摘の需給の長期の考え方でございますが、閣議決定をいたしました需給の見通しと申しますのは、これは中期経済計画、

いわゆる経済企画庁で立案されましたものをもとにしまして実は策定いたした需給数字でございます。そこで長期を見ました場合に、大体昭和九十年までを、今後五十年を予想してやつておるわけ

であります。その中で需給がどうなるかというこ

とは非常にむずかしい問題でございますが、国民

総生産と木材需要との過去の相関関係を指数にい

たしまして、それをもとにして伸ばして総計いたしましたのがこの需給でございます。そこで、このよ

うな数字がはたして五十年後どうなるかというの

は、基本的な社会経済の情勢をどう判断すべきか

になります。しかしながら、中期経済計画は、今まで

に変わつております。それから最近の情勢は、先

ほど申しました中期経済計画に基づきまして、先

ほどもちょっと御説明申し上げた点でございます

が、八・一%の国民所得の伸びというのを前提

に置いて算定をいたしたわけでございますが、最

近の四十年から四十一、四十一年から四十二年の

指教の伸びはこれを相当上回った形になってお

ります。したがいまして、建築需要とかその他そ

ういう需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

うものが当初想定よりも伸びてしまつたわけでござ

ります。ところが、その需要の伸びに対する生産

の伸びというのは、先ほど申しました資本装備並

びにそれに関連する生産基盤が当初の計画よりは

若干下回る姿であつたために、その需要の伸びに

対応することができないという形がございます。

そこで、林力が弱い、だんだん衰弱していく、

非常に不安を持つわけであります。

実情を見ますと、将来の展望に対してもわれわれは

それがさらに長期の展望に立つては不安を持つ

わけです。何といったって全林野の面積の半分は

造林可能面積である。その造林可能面積は、雑草

がいたずらにはえ、木が茂つておらない。そし

て、これだけ資源が不足なのに、その造林とい

うものの伸び一つをとりましても、それすらが計画

よりずっと下回つてゐる。出発早々からそういう

需要が当初目標といたしましたものよりは

伸びております。そのような関係から需要とい

けにもいきません。かつた、零細所有者を含めたそういう生産体制が、一挙に資本設備が高度化するというわけにもまいりません。われわれはそういうところに一日も早くなるよう努力はしておりますが、やはりある期間を要するというふうに思われるを得ません。その期間がやはり十年か十五年どうしてもかかるであろう。したがって、その間外材に対する依存率が逐次高まるというふうに思われるを得ません。しかしその間を過ぎたならば、逐次国内材の自給率は高まりまして、われわれは九割の自給率を保つ段階までは持つておるわけでございます。したがいまして、ここ当分はやはり外材の依存率は多少高まるのじゃないだらうか。しかし、われわれの目標として、いま当面、先生も御指摘になつた、遠き将来ではなに具体的に見込める範囲で、今後五カ年といふことを想定いたしましたと、できれば自給率は六割、外材は四割という形で——これはもちろん廃材を含んでの率でございますが、そういう形でやつてまいりたいというふうに想定いたしておるわけでございます。

○永井委員 私は、国内の林力が弱まつてゐる、あるいは資源が窮乏している、こういうことは総体的には認めます。しかしながらそれならば、この持つておる林力を一〇〇%合理的に運営されてゐるか、こういえば、林道がないためにいたずらに過熱しているところはそのままに放置されておる。あるいは里山の近くでは少々伐期に早いものでもこれは切つていい。切らざるを得ない。こういうふうに、合理的な経営の線にのぼつておらないのであります。こういふ点を、もつと林道をつけて過熟林はもつと市場に出して、そして国土面積の七割が林野面積でありますから、その七割の半分が雑草がはえておるというようなむだなことではなくして、できるだけ造林を増強していく。たくさん切るということとは、單に切れぱ、当面の需要にできるだけ量を対応すればいい

といふのではなくて、長期の展望の中で資源を培養しながら、切れる条件を整えて、できるだけたゞさん切つていくということをしなければならないのですから、たくさん切るという積極的な面に重点を置いて、そういう戦略目標の中で、どうしたらたくさん切れるかという林業政策が確立されてこなければならぬ。これだけより切れないのだからこれだけ縮んでいくのだという縮小再生産の政策をとつていけば、これは縮む一方であります。とにかく戦中戦後を通して日本国内の山を乱伐したのですし、あるいは風倒木その他で災害を受けておる。こういうような状況から、そういう长期にわたる人為的あるいは自然的災害を受けた山ができるだけその傷を回復しますために、私は国有林野の独立採算制の中だけではないだらうか。しかし、われわれの目標として、いまは國有林野の中でできなれば、私は國の一般の予算の中から問題を提起して国策的にこういふ問題を解決するようにしていかなければならぬ、こう思うのです。

長官は、これは現状でこうです、国有林野の独立財政の中で十分やつていけます、また現状の計画で十分です、こういふふうにお考ななかつたからやる、もうからぬからやらぬといふのはございませんで、この伸びが非常に増加いたしますと、当面の国有林の収支というものに対しては確かに問題になるわけでございます。そこで二、三年前からその点を関係官庁ともお話し申し上げて、治山の一部につきましては一般会計からの補助もいただきまして、いわゆる治山勘定というのを十大流域については設けまして、その中で推進をする形になつたわけでございます。

なお、したがいまして、国有林そのものの事業につきましては、合理的な運営を通じまして、国土の保安はもとより木材生産の増強に対処してまいるということを計画の線にのせなければならぬことではないか、こう思うのですが、いかがでしよう。

○片山(正)政府委員 国有林の使命でございますが、国有林の公益上の使命もさることながら、かつた、そういう木材生産の場としての国有林の使命も非常に重要な、こういふふうに思つておるわけでございます。

○永井委員 主計局次長にお尋ねしますが、これは政策論議ですから無理かもしませんが、いま日本の林力は先ほど来話のありましたとおり衰弱している。そして需要の約三分の一、金額にして一千五百億円に対しまして、相当これは努力

と、そういうのではなくて、長期の展望の中で資源を培養しながら、切れる条件を整えて、できるだけたゞさん切つていくことをしなければならないのですから、たくさん切るという積極的な面に重点を置いて、そういう戦略目標の中で、どうしたらたくさん切れるかという林業政策が確立されてこなければならぬ。これだけより切れないのだからこれだけ縮んでいくのだという縮小再生産の政策をとつていけば、これは縮む一方であります。とにかく戦中戦後を通して日本国内の山を乱伐したのですし、あるいは風倒木その他で災害を受けておる。こういうような状況から、そういう长期にわたる人為的あるいは自然的災害を受けた山ができるだけその傷を回復しますために、私は國有林野の独立採算制の中だけではないだらうか。しかし、われわれの目標として、いまは國有林野の中でできなれば、私は國の一般の予算の中から問題を提起して国策的にこういふ問題を解決するようにしていかなければならぬ、こう思うのです。

そこで、国有林の運営しております実態を若干申上げますと、国有林は特別会計になりましたときが昭和二十二年でございますが、その総予算是二十二年当時に對しまして、全体の予算の伸びは約二十四倍でございます。したがいまして、治山は約百八倍でございます。したがいまして、治山に対するいままで非常に努力をしてきてまいりました姿がおわかりいただけると思うわけでございますが、ただ治山は、先ほど申しましたように、もうびは百八倍でございます。したがいまして、治山には、国有林の中でもうけた一部の金を一般会計にして増強し、いかにして合理的に運営するかと、いう、積極的な取り組みがここになければならないのではないか。そういう取り組みをしますためには、国有林野の中でできないならば、私は國の一般の予算の中から問題を提起して国策的にこういふ問題を解決するようにしていかなければならぬ、こう思うのです。

長官は、これは現状でこうです、国有林野の独立財政の中で十分やつていけます、また現状の計画で十分です、こういふふうにお考ななかつたからやる、もうからぬからやらぬといふのはございませんで、この伸びが非常に増加いたしますと、当面の国有林の収支というものに対しては確かに問題になるわけでございます。そこで二、三年前からその点を関係官庁ともお話し申し上げて、治山の一部につきましては一般会計からの補助もいただきまして、いわゆる治山勘定というのを十大流域については設けまして、その中で推進をする形になつたわけでございます。

なお、したがいまして、国有林そのものの事業につきましては、合理的な運営を通じまして、国土の保安はもとより木材生産の増強に対処してまいるということを計画の線にのせなければならぬことではないか、こう思うのですが、いかがでしよう。

○片山(正)政府委員 確かにお話のとおり、外材輸入が九億ドルもこえ、さらに今後もふえる趨勢において非常に多く問題をはらんでおると思います。ありますことは、他の農林水産物の輸入があえておつしやるとおり、国内の林産資源をふやすために、またそれを活用するために所要の予算措置をとるということと同様に、これはいろいろな面において非常に多く問題をはらんでおると思います。

おつしやるとおり、国内の林産資源をふやすために、またそれを活用するために所要の予算措置をとるということにつきましては、私どもも窮屈な財政のワク内におきまして従来も努力しておつたところでございますが、何ぶんにも林木は財政措置をいたしましたても、それが成果となつてあらわれるまでには数十年という期間を要しますので、なかなかそれが目の前に結実してくるのを見られないという点について、ずいぶんもどかしい感じを持つものでございます。予算の措置の面では、林業関係、これは治山も含めてござりますけれども、四十三年度では八百三十六億円、四十二年度の七百五十八億円に対しまして、相当これは努力

して増額したつもりでございます。造林、林道につきましても、それぞれ所要の増額を行なつております。また、これには森林公園の出資等は含んでおりませんが、それもいま申し上げた数字のほかに、四十三年度でございますと約五十億円ござります。したがいまして四十三年度におきましては八百八十六億円ほどいわば財政措置をいたしまして林業関係には予算を計上しているわけでございます。今後につきましてもまたこの林業の長期計画の線に沿つて、できるだけ所要の予算措置を講じていきたいというふうに考えております。

○永井委員 私は、予算の金額面からどうこうと比べてこれだけ伸びた、そういう比較は私は問題にならぬと思う。また、年々インフレでこういうふうに物価が上がつておるのでありますから、予算面における金額の比較では確かにふえているでありますようが、そういうものを事業量という点にしほつて比較いたしますと、事業量は私は引っこんでいいと思っていると思う。そういう問題よりも、日本の林業の現在の実態がどうあるのか、その実態に即してこの予算は適応しているのかどうか、いろいろな林業の現場から要求する林道があれば、今後過熟林を市場に出すことができる、これだけの造林ができる造林ばかりではなくて治山に対する基本的な対策もできるのだ、そういう現場の要求がいろいろある。その要求に対してもこの予算は適応しているのかどうかということが問題であつて、昨年に比べてどうなんだ、昨年に比べてこれだけふえているのだ、そんなことは問題でありません。比較してこれだけふえたのだと云ふて事業量が減つていいいるというのが大体の公共事業関係の実情だと思う。

○相沢政府委員 営 単に予算の金額が前年に比べてふえたというだけでは何ら根本的な対策になつてないのではないかという御意見だと存じます。私ももちろんさきようにも存じますが、しかしながら現在林業の置かれておりますところのいろいろの困難な問題を解決するには、単に予算上の措置を拡充するということだけではなく、日本の林野において非常に大きな比重を占めておりますところの国有林のあり方についてどうあうにするかとか、また、一般にこれは農林を通じていえます

のであります。が、いまの保守党的ように、在外資産だといふればそこに金がいく、あるいは地主補償だといふればそこに金がいく、そういうふうに階層化したところに金がいくものですから、山に木を植えるとかあるいは林道をつけるとか、そういう基本的な問題、選挙と直接結びつかない、こういう国策的基本的な問題のほうにはどうも予算が行き渡らないといううらみがあります。それだけに国会の中で、林野庁あたりがもつと国有林の現在の実情を、そういうのをだれにでもわかるよう明瞭かにならがら、そうして急速に対策を充実していくかなれば、千載に悔いを残すというその実情を強調して、そして正しい政治的な解決を強力に推進するのでなければ、幾ら茶話のように困った、困ったと言つてみても問題の解決にはならない、私はこう思つたのであります。

形において、計画的に、合理的に考えていく必要があるのではないか。それは關稅ということについては、いろいろ國際的なガットその他がありましては、いろいろ問題であります。それから問題であります。國內には木引税という流通税がずっとあるのです。従来そういうレールが敷かれておりながら、國內には流通税をかけるが、外材には何もない。たゞあれよあれよと見てはいるだけだ、こういふばかげたことはないではないか。もつとこれを結びつけて考究する考え方というものがあつてしかるべきではないか、こう思うのですが、これについて長官はどうのうにお考えですか。

○片山(正)政府委員　お話は三点あつたよう伺いますが、まず第一点は、木材輸入をあれよあれよという形で見ているのかというお話をございま

けれども、適正な労働力をいかにして確保するかとか、いろいろな面におきまして問題があることは私ども存じております。したがいまして、そういう根本的な対策を抜きにいたしまして、單に林業に投じられておりますところの予算の額がどの程度になつたかということを申すだけではお答えにならないかと存じますが、私ども予算を担当しております者といたしましては、林野庁のいろいろな面からの検討の結果に基づきまして、要要求のございました予算の要求のラインに従いまして、できるだけこの仕事を円滑に進めるというような観点から予算の措置を考えてまいっているわけでございます。予算は伸びても事業量は伸びてないではないかといふおしかりをいただきましたけれども、労務費単価、資材費単価等の値上がりを考えましても、事業の量といたしまして、ただいまのところの予算措置をもつてしましても、前年よりも低くなつていてるというようなことは決してないというふうに考えております。

○永井委員 私は、予算のぶんどり、予算の配分というものは、国にしっかりとした政治の姿勢があれば、圧力団体がどうあるうと必要なところに必要な予算が適正に配分される体制にあると思う

そういうふうな意味からいたしまして、予算の中などでどうそれを配分するかということについても、いろいろな事情からそう急速にどうこういうこともできないことも、いまの政治の体制の中ではよくわかるのであります。しかし、そういうような問題を前提にいたしまして、それならばそれがとして、林野としては、いま二千四百万から二千五百万立方の輸入材、さらにはこれから当分はどんどんふえていく、こういうような状態をあれよあれよと見て、いる手はないであります。ただ需要者のところにまつすぐ陸揚げされてすっといつてしまふ。そうして日本の造林とも、日本林道とも、あるいは日本の林業の構造的な改善といふようなものにも結びつかないまままで、単に処理をされていつてしまつておる。こういうような形はもう少し考える必要があるのではないか。あれよあれよと手をこまねいて見て、いる、そして一兆円近い外材がどんどんどんどん上陸してくる、こういうのを見ている手はないのではないか。これを、もつと日本の長期にわたる造林育成、培養、国土の保全というような面に役立つ

先ほど申しましたように、長期の見通しというのが閣議決定を経ておるわけですが、最近の事情は若干食い違つております。したがいまして、最近の五ヵ年といふものを対象にいたしまして、一応の需要推定を行なつたのでござります。それによりますと、四十二年が約八千七百万立方の需要でございますが、それが四十七年には一億五百万立方程度に伸びるのではないか、一応そういう想定をいたす次第でございます。その中で、国内の供給力というものをどう判断するかというところでございますが、これは、今までの推移並びに今後の対策を含めますと、四十二年で五千七百万立方が大体生産されておつたのでございますが、これを、およそでございますが、大体六千三百万立方程度に伸ばし得るのではないかというよううに一応想定いたします。そうしますと、その差額が四千二百万立方ほどのなるわけでございますが、これが一応外材の増加を来たすのではないだろうかということで、運輸省その他とも御連絡を申し上げまして、その輸入見通しについてはお打ち合わせをしておるわけでございます。そうしますと、大体需給率六割というところが当面の一つの姿として安定した形であり、それでやつてしまふ

形において、計画的に、合理的に考えていく必要があるのではないか。それは関税ということについては、いろいろ国際的なガットその他がありますから問題でありましょけれども、国内には木引税という流通税がずっとあるのです。從来そういうレールが敷かれておりながら、国内には流通税をかけるが、外材には何もない。ただあれよあれよと見てはいるだけだ、こういふばかげたことはないではないか。もつとこれを結びつけて考える考え方というものがあつてしかるべきではないか、こう思うのですが、これについて長官はどういうお考えですか。

○片山(正)政府委員　お話は三点あつたよう伺いますが、まず第一点は、木材輸入をあれよあれよという形で見ているのかというお話でございます。

先ほど申しましたように、長期の見通しというものが閣議決定を経てはいるわけですが、最近の事情は若干食い違つております。したがいまして、最近の五カ年というものを対象にいたしまして一応の需要推定を行なつたのでござります。それによりますと、四十二年が約八千七百万立方の需要でございますが、それが四十七年には一億五百万立方程度に伸びるのではないか、一応そういう想定をいたす次第でございます。その中で、国内の供給力というものをどう判断するかというところでございますが、これは、今までの推移並びに今後の対策を含めますと、四十二年で五千七百万立方が大体生産されておつたのでござりますが、これを、およそ六千三百万立方程度に伸ばし得るのではないかというようになります。そうしますと、その差額が四千二百万立方になるわけでござりますが、これが一応外材の増加を来たすのではないかどうかということで、運輸省その他とも御連絡を申し上げまして、その輸入見通しについてはお打ち合わせをしているわけでございます。そうしまと、大体需給率六割というところが当面の一つ

る以外にはないのではなかろうかというように私どもは思うわけでございます。

それからもう一点、国有林のいまのあり方でございますが、御承知のように経営的に申しますと、現在国有林は保安林が大体二六%程度あるわけでございますが、今後の国土保全その他を考えますと、これは少なくとも五〇%近いものになつてまいるのではないかというように考へるわけでございます。したがいまして、残りました土地に対しましては、現在人工造林が百三十三万ヘクタールでございますが、それを三百四十四万ヘクタールまで持つて、その生産を高め、合理的な施策をやつてまいりたいという基本的な方向でございます。

それから、木引税が内地材にかかるつて外材は何もからぬじやないかという御指摘でございます。なるほどそのとおりでございます。ただ木引税は、御承知のように土地には固定資産税が課税が伐採のときに実は木引としてかかっているわけでございます。山の管理その他も市町村としていろいろ重要なわけではありませんが、そういうものとの関連もございまして市町村税としてかかっているわけでございます。

なお、この木引の問題については、いろいろ問題もございますので、林野庁といたしましても基本上に検討はいたしている段階でございますが、市町村の固定財源との関係もござりますので、いまのところは内地材には木引税があつて外材にはないということです。そこで、外材に対してどう対処すべきかということが問題にならないと思うわけでございます。ただ現在輸入税その他がだんだん撤廃される方向にありますだけに、なかなかむずかしい問題だと思います。しかし、取引という面から見ますと、なるほどアンバラのような姿もあるわけでございます。でき得べくんばそういうものが山林投資との関係でできないものだらうかということも一応考えられるわけでございますが、それらを含めまして検討してみたい、

かようにも思つてゐる次第でございます。

○永井委員 時間がないということで、政務次官にお尋ねをいたしまして終わりにしたいと思うのですが、御承知のように経営的に申しますと、現在国有林は保安林が大体二六%程度あるわけでございますが、今後の国土保全その他を考えますと、これは少なくとも五〇%近いものになつてまいるのではないかというように考へるわけでございます。したがいまして、残りました土地に対しましては、現在人工造林が百三十三万ヘクタールでございますが、それを三百四十四万ヘクタールまで持つて、その生産を高め、合理的な施策をやつてまいりたいという基本的な方向でございます。

それから、木引税が内地材にかかるつて外材は何もからぬじやないかという御指摘でございます。なるほどそのとおりでございます。ただ木引税は、御承知のように土地には固定資産税が課税が伐採のときに実は木引としてかかっているわけでございます。山の管理その他も市町村としてかかっているわけでございます。

なお、この木引の問題については、いろいろ問題もございますので、林野庁といたしましても基本上に検討はいたしている段階でございますが、市町村の固定財源との関係もござりますので、いまのところは内地材には木引税があつて外材にはないということです。そこで、外材に対してどう対処すべきかということが問題にならないと思うわけでございます。ただ現在輸入税その他がだんだん撤廃される方向にありますだけに、なかなかむずかしい問題だと思います。しかし、取引という面から見ますと、なるほどアンバラのような姿もあるわけでございます。でき得べくんばそういうものが山林投資との関係でできないものだらうかということも一応考えられるわけでございますが、それらを含めまして検討してみたい、

が一点。

それからもう一つは、国内の木材需要が八千万立方、そのうち二千四、五百万立方が輸入材、そしてそれが年々ふえていく。国内材が少なくて外材が多いのですから、どうしたつて最近のようには十年くらいどつちに動きましても、その成果といふものはそんなに顕著にあらわれてこない。し

たがつて、やかましくない、また選挙にそろ大きく直接影響しない、そういう関連の中ではこういふ国策の基本的な問題は投げやりになりがちだ、

おろそかになりがちだという条件があると私は思

うのです。でありますから、私はもう少し時間を

かけて、日本のいま当面している林業の診断を

もつと長官等と詳しく述べ角度からやりまし

て、その診断の上に立つてこれからどう治療方針

を立てるかといううことを論議しなければ、ほんと

うの議論の線がかみ合つてこないとと思うのです

が、時間がありませんから、先ほど来二、三質疑

いたしましたものの集約として、ひとつ政務次官

から答弁をいただきたいと思います。

林力はいま弱まっているけれども、国有林は長

期にわたつて国の需要にこたえていく、こういう

公益的なあるいは資源的な性格を持つておる。だ

から、林力が弱まつたからこれだけよりつけられ

ないのだという算術計算的なやり方ではない

のではないか。縮小再生産の方向でなくて、もつと

と拡大再生産の方向の政策を立ててその中身を

充実していく。そして造林はできるだけうんとし

たほうがいいんだし、林道はもつと短い期間に完

成したらいいんだし、その他のいろんな諸施策も

してどう対処すべきかということが問題にならない

と思うわけでございます。ただ現在輸入税その他

が草だけがはえている、あるいは林道がないため

がだんだん撤廃される方向にありますだけに、な

かなかむずかしい問題だと思います。しかし、取

引といふ面から見ますと、なるほどアンバラのよ

うな姿もあるわけでございます。でき得べくんば

そういうものが山林投資との関係でできないもの

だらうかということも一応考えられるわけでござ

います

います。

○永井委員 時間がないということで、政務次官

にお尋ねをいたしまして終わりにしたいと思う

のですが、御承知のように経営的に申しますと、

現在国有林は保安林が大体二六%程度あるわ

けでございますが、今後の国土保全その他を考え

ますと、これは少なくとも五〇%近いものになつ

てまいるのではないかというように考へるわけで

ございます。

それからもう一つは、国内の木材需要が八千万

立方、そのうち二千四、五百万立方が輸入材、そ

してそれが年々ふえていく。国内材が少なくて外

材が多いのですから、どうしたつて最近のよう

には十年くらいどつちに動きましても、その成果と

いうものはそんなに顕著にあらわれてこない。し

たがつて、やかましくない、また選挙にそろ大き

く直接影響しない、そういう関連の中ではこうい

う国策の基本的な問題は投げやりになりがちだ、

おろそかになりがちだという条件があると私は思

うのです。でありますから、私はもう少し時間を

かけて、日本のいま当面している林業の診断を

もつと長官等と詳しく述べ角度からやりまし

て、その診断の上に立つてこれからどう治療方針

を立てるかといううことを論議しなければ、ほんと

うの議論の線がかみ合つてこないとと思うのです

が、時間がありませんから、先ほど来二、三質疑

いたしましたものの集約として、ひとつ政務次官

から答弁をいただきたいと思います。

林力はいま弱まっているけれども、国有林は長

期にわたつて国の需要にこたえていく、こういう

公益的なあるいは資源的な性格を持つておる。だ

から、林力が弱まつたからこれだけよりつけられ

ないのだという算術計算的なやり方ではない

のではないか。縮小再生産の方向でなくて、もつと

と拡大再生産の方向の政策を立ててその中身を

充実していく。そして造林はできるだけうんとし

たほうがいいんだし、林道はもつと短い期間に完

成したらいいんだし、その他のいろんな諸施策も

してどう対処すべきかということが問題にならない

と思うわけでございます。ただ現在輸入税その他

が草だけがはえている、あるいは林道がないため

がだんだん撤廃される方向にありますだけに、な

かなかむずかしい問題だと思います。しかし、取

引といふ面から見ますと、なるほどアンバラのよ

うな姿もあるわけでございます。でき得べくんば

そういうものが山林投資との関係でできないもの

だらうかということも一応考えられるわけでござ

ります。

○永井委員 時間がないということで、政務次官

にお尋ねをいたしまして終わりにしたいと思う

のですが、御承知のように経営的に申しますと、

現在国有林は保安林が大体二六%程度あるわ

けでございますが、今後の国土保全その他を考え

ますと、これは少なくとも五〇%近いものになつ

てまいるのではないかというように考へるわけで

ございます。

それからもう一つは、国内の木材需要が八千万

立方、そのうち二千四、五百万立方が輸入材、そ

してそれが年々ふえていく。国内材が少なくて外

材が多いのですから、どうしたつて最近のよう

には十年くらいどつちに動きましても、その成果と

いうものはそんなに顕著にあらわれてこない。し

たがつて、やかましくない、また選挙にそろ大き

く直接影響しない、そういう関連の中ではこうい

う国策の基本的な問題は投げやりになりがちだ、

おろそかになりがちだという条件があると私は思

うのです。でありますから、私はもう少し時間を

かけて、日本のいま当面している林業の診断を

もつと長官等と詳しく述べ角度からやりまし

て、その診断の上に立つてこれからどう治療方針

を立てるかといううことを論議しなければ、ほんと

うの議論の線がかみ合つてこないとと思うのです

が、時間がありませんから、先ほど来二、三質疑

いたしましたものの集約として、ひとつ政務次官

から答弁をいただきたいと思います。

林力はいま弱まっているけれども、国有林は長

期にわたつて国の需要にこたえていく、こういう

公益的なあるいは資源的な性格を持つておる。だ

から、林力が弱まつたからこれだけよりつけられ

ないのだという算術計算的なやり方ではない

のではないか。縮小再生産の方向でなくて、もつと

と拡大再生産の方向の政策を立ててその中身を

充実していく。そして造林はできるだけうんとし

たほうがいいんだし、林道はもつと短い期間に完

成したらいいんだし、その他のいろんな諸施策も

してどう対処すべきかということが問題にならない

と思うわけでございます。ただ現在輸入税その他

が草だけがはえている、あるいは林道がないため

がだんだん撤廃される方向にありますだけに、な

かなかむずかしい問題だと思います。しかし、取

引といふ面から見ますと、なるほどアンバラのよ

うな姿もあるわけでございます。でき得べくんば

そういうものが山林投資との関係でできないもの

だらうかということも一応考えられるわけでござ

ります。

○永井委員 時間がないということで、政務次官

にお尋ねをいたしまして終わりにしたいと思う

のですが、御承知のように経営的に申しますと、

現在国有林は保安林が大体二六%程度あるわ

けでございますが、今後の国土保全その他を考え

ますと、これは少なくとも五〇%近いものになつ

てまいるのではないかというように考へるわけで

ございます。

それから、第二の外材の輸入問題は、九億ドル

にのぼる輸入、これがますますふえていくとい

うことありますから、これはやはり非常に重要な

ゆゆしい問題であると思います。この輸入は、私

の考え方では二つ側面を持っている。やはり木材の

需要が、絶対量が足らないわけではありませんから、

どうしてもある程度の輸入をしなければ、縮小再

生産、乱伐においているという意味から、やはりこ

れは輸入しなければならない。

しかし今度は、永

す。この輸入材に対する課税あるいは何らかの方

法における国内の資源増強に寄与させる、こうい

う角度からの検討が必要でないか、こう思うので

あります。これはひとつ大蔵省においてでき

るだけ国有林に金をつぎ込むことを考えてほし

い、そしてこの輸入材について何らかの措置で税

金その他の方法で山に還元する方法を考えてほし

い。

この二点について、政策的な問題でありますから、政務次官からお伺いしたいと思います。

○倉成政府委員 お答えいたしました。

第一点の、林業というのは、長期的な視野で考

えなければならぬという永井委員の御指摘は、

全く同感でございます。そういう角度から、やは

り目先のことだとではなくして、もつと長い目で

日本林業といふものを考えていかなければなら

ないと思います。

国有林野の問題につきましては、御指摘もござ

いましたけれども、国土保全といふ公共的な面が

全く同感でございます。そういう角度から、やは

り日本林業といふものを考えていかなければなら

ないと思います。

○倉成政府委員 お答えいたしました。

第一点の、林業といふのは、長期的な視野で考

えなければならぬという永井委員の御指摘は、

全く同感でございます。そういう角度から、やは

り日本林業といふものを考えていかなければなら

ないと思います。

国有林野の問題につきましては、御指摘もござ

いましたけれども、国土保全といふ公共的な面が

全く同感でございます。そういう角度から、やは

り日本林業といふものを考えていかなければなら

ないと思います。

○倉成政府委員 お答えいたしました。

第一点の、林業といふのは、長期的な視野で考

えなければならぬという永井委員の御指摘は、

全く同感でございます。そういう角度から、やは

り日本林業といふものを考えていかなければなら

ないと思います。

○倉成政府委員 お答えいたしました。

第一点の、林業といふのは、長期的な視野で考</

井委員も御指摘ございましたけれども、輸入いたしますところの外材の価格というものが国内の価格に非常にいろんな影響を及ぼしてくる、あるいは造林意欲をなくするほうに影響を及ぼす場合もありますようし、いろいろな多角的な影響を及ぼすことありますから、外材の輸入と国内の生産ということはやはり十分にらみながらやっていかなければならないという御指摘は、まことに適切な御指摘であらうかと思います。

そこで、外材の輸入を何らかの形で税の面で捕捉をして、これを国内の国有林等の拡大再生産に利用できないか、いわば酪農の場合に乳製品の輸入差益を取って不足払いの財源に充てる、こういう思想の御提案だと思います。これにつきましては、非常に検討に値する御提案だと思ひますけれども、やはり閑税の問題あるいはその他のいろいろ影響するところが大きい問題でござりますから、できるだけ重複を避けて焦点だけお尋ねしたいと思います。

最初に、この法案の事業勘定から直接開発公団に出資することにされたその理由を次長のほうからお伺いしたいと思います。

○中野(明)委員 時間があまりないようですが、相沢政府委員 森林開発公団に対する出資を直接国有林野事業特別会計から出すことになりましたのは、数点理由がござります。

その一つは、この出資は、従来国有林野事業特別会計の特別積立金引当資金を財源といたしまして、これを一般会計に繰り入れ、一般会計から森林開発公団の収支の状況を勘案いたしますと、それほど大幅にふえるという見込みはございませんで、むしろ不安定な要素が多いわけございます。

〔金子(一)委員長代理退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

したがいまして、現行の制度のままでございますと、森林開発公団に対する出資を安定的に確保することが困難になるというようなおそれもござりますので、この森林開発公団への出資を優先的にいたしますために、従来の一般会計へまず繰り入れてそれから森林開発公団へ出資するという、そういういわば間接的なやり方を改めまして、直接開発公団への出資をいたしましておかず余裕がある場合に特別積立金引当資金から一般会計に繰り入れるというふうになるわけでございます。他の林政協力のための繰り入れは、したがいまして森林開発公団への出資をいたしましておかず余裕がある場合に特別積立金引当資金から一般会計に繰り入れるというふうになるわけでございます。

もう一つは、一般会計に国有林野事業特別会計からまず繰り入れを行ない、一般会計から森林開發公団に出資するという形では、この両方の間に事実上の関連はござりますけれども、制度的には何ら関連がないわけでありません。つまり引当資金から一般会計への繰り入れは、これは言うなれば、一応目的は林政協力といふことになつておりますけれども、それのみに限りません。その場合の財源としましては、財政投融資とあわせて一般会計からの出資が考えられるわけですが、どうぞこの水源林の造成事業は重要な仕事でござりますので、かりに引当資金が枯渇いたしました場合におきましても、これはやつていかねばなりません。その場合の財源としましては、財政投融資とあわせて一般会計からの出資が考えられるわけですが、どうぞこの水源林の造成事業は重要な仕事でござりますので、かりに引当資金が枯渇いたしました場合におきましても、これはやつていかねばなりません。

○相沢政府委員 国有林野事業特別会計の特別積立金引当資金が枯渇してしまいますれば、これはもう出資いたそうにもできないわけでございます。それでの歳入歳出にいわばダブって計上されます。それが歳入歳出にいわばダブって計上されます。これが直接的につけることによりましてそのルートを直接受けます。それを森林開発公団へ出資するという、それでそれから森林開発公団へ出資するという、それがいつた点につきましても意見があります。これが改正案の第三点の理由でございます。

○中野(明)委員 いま御説明があつたのですが、一応こういうふうにいたしますと、けさほどから議論がありましたが、将来もしも国有林の特別会計のほうから繰り入れ不可能になつた場合の保証、裏づけがどうなるかということについて非常私どもも疑問に思うわけであります。わざわざこういうふうにする以上は、その反対の場合も考えられる。反対の場合に何の裏づけもなければ現在のままのほうがいいのではないか、そういうふうに議論が出てくるわけです。この点もう一度御答弁願いたい。

○相沢政府委員 森林開発公団の行なつておりますが、そこでの出資権を持つことになりますが、それは、これまでの間で「当分の間」というふうな規定をしておりました。それで、この規定をしておりますので、そのような結論を得るまでの間といふ意味におきまして「当分の間」という限定を加えたわけでございます。

○中野(明)委員 林野庁長官にお尋ねしますが、国有林野事業の経営の今後の見通しについて、いまのお話を通じ、また今後見通しが容易でないところからその点について簡潔にお答えいただきたいと思います。

○片山(正)政府委員 簡潔にということでございまして、お答えいたしました。

国有林野の収穫量が、いわゆる伐採量が収入の根源になるわけでございます。その収穫量は大体四十七年まで若干減少してまいりという方が実態でございます。それ以降は度々逐次増加する、こうしたこと�이ございますが、その間は若干減少する、こういう形でございます。したがいまして、財源的にはある程度制約がされる、収入に制約される。その反面、労賃その他いろいろな投資の関係がござりますので、そういうようなものはどうしても今後は上昇せざるを得ないだろう。これは社会情勢からそういうふうに考えられるのでございますが、そのような観点を踏まえまして、いま

までのよいうな収入はそう大きくは期待できないのではないかというのが大体の様子でございます。

○中野(明)委員　過去、その年によつてもかなり違いますが、収益が上がつてきております。もぢろん四十年から四十二年は赤字になつております。

ますが補助造林。それから融資造林、これは大面積所有者に対してやっているわけでございます。そのほかにいわゆる水源林という特殊の問題につきましては森林開発公団、あるいは低質の薪炭林を改良するということで最近各県でやってまいっております公社造林というのがござります。それらを通して推進してまいっておるわけでござります。

なこと、これは極端な一つの例でございますが、そういうふうな状態、将来このまま放置しておけば、だんだん山村はそういう状態になって、男はみんなおらなくなつてしまつというふうに地域の人たちも非常に不安を持つておるわけです。そういうところに結局造林計画あるいは林業の施策

す。さらに林業構造改善あるいは労働力対策その他の方策がすでに出ておりますが、これはその線に沿つて極力早期に達成するような形で推進してまいりたい。

れば國のほうでも重要施策の一つとして考えていただきまして、これは次官のほうから御返事を願えればけつこうだと思いますが、国有林野の収益

画的になされていようですが、民有林というと
となりますがとこれは非常にさびしい状態、荒蕪
している山がたくさんあります。のことにつき
まして、民有林の造林計画といいうものが今後も非
常に大きな問題にもなってまいりとと思いますが、
こういう点については國のほうとして、林野庁と
してどうう考へで今後進んでいかれるか。けや

ござります。したがいまして、それを用
りかえるということが必要面としても現
いますし、労務問題というところに問題
わけでござります。したがいまして、こ
するという意味で、まず薪炭林の需要面
る。たとえばバルブとかそういうものに
ていくというのが第一点にござります。

用材林に切
題点がある
それを打開
を開拓す
に結びつけ
今後強力に造林計画については考えを持っていた
だいて、そして先ほどからお話を出ておりますよ
うに、もちろん木材の生産にもあるいは国土の保
全にも、あらゆる面に関連が出てくるわけであり
ますから、重ねて、いま答弁をいただきました
が、ただ検討を加えてそのようにしよう、こうい
うことでございますが、これは早急に考えて実施
をしていただきたい、私どもはこのように思うわ
けであります。長官のほうからその面について積
極的なお話をございましたが、いま一度お話をい
うお認め
対してやは
らぬとい
のをお認め

たゞいまの労務の問題に關してでござります
が、從来林業の労務といふのは非常に季節的なた
れこ福島内な雇用といふものが非常事に多くてこの

うですが、
が実態でございます。しかし、今後そのような形
で推移することは林業推進には非常に問題がござ

季節の問題もございますが、さらに林業という面からしますと、生産とそういうことを組み合わせての重きをもつての重要な問題であります。

た、計画的
な役割りを
持つてい
ることによりまして、通年的に持つていけるとい
ふうに思う次第でございます。したがつて、その
ような方針のもとに予算化もいたしておるわけで

ございま
りますが、その中で通年的な雇用を背景とした
が、大騒ぎ
やつとの
方々がとどまつて、いたくという方向にいた
いというふうに予算的に措置してまいっておりま
す。
社会保障等も充実しまして、いわゆる優秀な労務

○渡辺(美)委員長代理 「これにて本案に対する質疑は終了いたしました。」

○渡辺(美)委員長代理 次に、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正について御質問いたすわけです。

まず冒頭にお伺いいたしたいのは、交付税といふのは一休何だということなんですが、地方交付税法の「この法律の目的」ということで「この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。」こういうように定められておられるわけであります。

第二条の第一項第一号におきまして「地方交付税第六条の規定により算定した所得税、法人税

及び酒税のそれぞれの一一定割合の額で地方団体が

ひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。」こういうよう

にあるわけですね。

この交付税法の第一条及び第二条の第一項一号から申しまするならば、所定の所得、法人、酒

税、国税三税の百分の三十二ということが今日法

定の額であります。しかも交付税というものは第

一条に掲げるようないま読み上げたような性格

を持つてある。こういうことから申しますと、今

回のこの特別会計法の一部改正によつていろんな複雑な措置を講じよるとすることは、この交付税法の第一条の趣旨に反するのではないか、このこと

がやはり私は一番大きい問題点ではないかと思

うのです。所定の額をかってて国が四百五十億を

今年度は削減をする。こういうようなことをやつ

ている。繰り上げ償還を二百五十億、資金運用部

に対してもやらせる、そしてそれを見合いで借り入れ金を二百五十億やる。いかにもこの地方交

付税といふものを国の都合によつてどうにでもいじり回す、そうして地方自治の本旨に従つての地方自治体の運営というものをどのようにでも國が左右することができます。こういうようなことになります。ならば、この性格といふものは、今年は少なくとも政府の財政操作によつて著しく曲げられた、こういうように考えますが、その点についてのお考えは、まず政務次官、いかがですか。

○倉成(政府)委員 地方交付税の目的につきましては、ただいま広瀬委員から御指摘のとおり、条文に書いてあるとおりだと思います。

ところで、四十三年度の国の財政は、御承知のとおり非常に内外の経済環境がきびしいというところで、国の財政を極力圧縮してまいりました。一般会計のほうも公債の依存度引き下げ、また、財源の面でも、配分でも適正、効率的な配分をはかつてまいったわけござります。しかし、そう申しましても、制度的に当然に増加せざるを得ない、いわゆる当然増の経費といふのが非常に多いわけでございまして、非常に財源難という状態になつております。

一方、地方財政のほうは、いろいろ地方財政自体にも多くの問題を含んでおりますけれども、四十三年度に関する限りは、地方税及び地方交付税の増加がいまだかつてないような大きな伸びを示しましたし、また、国の公共事業が圧縮される関係上、地方負担の増加が小さいということで、国と地方という比較的な話をいたしますと、財源にはやや余裕があるのではないかとかそういうふうに判断したわけでござります。

まあそれは答えてもらわなくともいいけれども、今度は自治省にお伺いいたしますが、自治省は財政事情が非常に好転した、そういうふうにお認めになりますか。

○細郷(政府)委員 地方財政が出現したとか好転したとかいろいろ議論がござります。いろいろ聞いておりますといろいろ見方があるようございまして、たとえば非常に現象的な事柄をとらえて、好転したとか出世したとか、あるいは陳情が多いとか出張が多いとか、そういうふうなことがござります。私どもはそういうことに対する対応ではやはり敵格にすべきではなかろうかという態度で地方団体を指導してまいつたわけあります。しかしながら、実体的にどうであるかといいますと、地方財

政自体の持つております硬直性といふものは依然として解消しておりません。財政構造の面から見ましても、自主財源が十分にない。さらに行政水準その他から見ましてなおやるべきことが多い。

そういう点から見まして、私どもは形の上では一定程度するならば、この性格といふものは、今年は少くとも政府の財政操作によつて著しく曲げられました。こういうように考えますが、その点についてのお考えは、まず政務次官、いかがですか。

○広瀬(秀)委員 これは大蔵省としてはそういうふうに御理解いただきたいと思うわけであります。

○広瀬(秀)委員 これは大蔵省としてはそういうふうに御理解いただきたいと思います。

財政は好転している、国は財政硬直化だというようなことを言うのは、私は、ほんとうの地方自治体の姿というものをとらえていないんじゃないかな、というように思うのですが、いま、財政好転だと言われた根拠をひとつ示してください。

○相沢政府委員 先ほど自治省の財政局長から答弁がございましたとおり、いろいろと見方がござりますので、それぞれの見方によりまして、国、地方の財政が、いずれが余裕があるとかないとか、あるいはただいま御質問の、地方財政が非常に好転しているかというような点につきましても、見解が分かれておると思いますが、私どもが見ておりますところでは、たとえば地方の財政の決算状況を見てみると、四十一年度末で、地方団体は七百五十七億円の累積黒字と千二百十七億円の積立金を持っておりまして、合わせて千九百七十四億円をいわば余裕資金として持っている。これに対しまして国は、四十一年度の剰余金五百三十九億円であり、しかもこれから交付すべき地方交付税の清算分百八十七億を除くと三百五十二億円にすぎない。財政規模は国も地方もほぼ同じようでござりますから、これを見ますと、かなり国の方ほうが窮屈ではないかということになります。

また、国、地方の債務依存度について見ますと、四十三年度の財政計画で、地方団体は、地方債の歳入において占める比率が四・二%でございますが、国は、公債の依存率を極力引き下げる努力はいたしましたけれども、一〇・九%ということがになっております。債務依存度から見ますと、そういうしたことでの国のはうがまだかなり高くなっています。なお、債務残高の歳入に対する比率を見ますと、四十一年度末では国、地方ほぼ同じ程度でございましたが、四十二年度末では、地方の三二%に対しまして、国は四〇%を上回る見込みでございます。

それから、投資的な経費に充てられる特定財源を除いた経常収入のうち、人件費や一般行政費などの経常的支出に充てられている部分を示すいわ

ゆる経常収支比率というものをとつてみますと、四十三年度におきまして、地方は八〇%であるのに対して、国は九五%でございます。逆にいまとすると、地方経常的収入の二〇%を投資財源に回せるのに対しまして、国はわずか五%しか回せない。それから、給与水準について申しますと、地方公務員の給与水準は、国に比べまして、三十八年度の調査で、都道府県で七・九%，市町村で三・八%高い。そのうち六大城市は三四・二%高いという傾向が出ております。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

その他、いろいろとり方はあると思いますが、私どもはこういったような点から見ますと、相対的には地方財政は、最近では国よりもややとりがあるんじゃないいか、かように考えておりますが、これはあくまでもこういったデータから見れば、そういうような見解も出てくるというのでありますし、絶対に地方団体は余裕があるんだということを申し上げているわけでもないのであります。

○広瀬(秀)委員 表面にあらわれた数字を並べればそういうことになるだらうと思います。なるほどそれは一見好転したかに見える数字であります。が、しかし、その際大蔵省は、相沢主計局次長は主計局のペテランでありますから、いまさら言うまでもないことですけれども、やはり大蔵省は重要な観点というものを取り違えているんじやないかと思うのです。最も大事なことは行政水準の問題だと思います。地域住民の要求というものが、とにかく切りがない。しかも一番生活に密着している政治部面であることに間違はないわけです。

そういうところに、要求が実現されないというた
いへんな不満がうつせきしているだけです。やは
りそういう実態に着目することが大事だと思うの
ですが、そういう点についてどうお考えでしょ
う。そのあらわれた数字、それは行政水準を落と
せば、そういう数字は幾らでも出てくる。住民の
要求する生活の利便はどんどん地方自治体を通じ
て与えていく、つくっていく、そういうことを
やつしていくならば、これは限りない要求というも
のがあるわけです。それをまたやらなければなら
ない。先進諸国の生活環境といいうようなものと比
べて非常に低いわけですから、そういうものの実
態に着目して、どういうようにお考えでしょ
う。

○相沢 政府委員 確かに、御指摘なさいまし
たい
るいろいろな行政面におきましてはきわめて不十分な
点があるということは、私どもも日常の生活を通
じて感じているところでございますので、十分に
やってなおかつ余りがある、そういう意味におき
まして余裕があるということを申し上げていいの
では決してないのです。そういった生活環
境の面であるとか、あるいはその他に対する投資
的な支出がなおかつ不十分であるということは私
どもも感じておりますけれども、しかしながら、
具体的にあらわれてきている例で申しますと、た
とえば、私どもから見ますと、きわめてぜいたく
な庁舎をつくっているとか、俗に会館行政といわ
れているように、会館ばかり建てるとか、あるい
は給与水準にいたしましても、国家公務員の場合
と比べてきわめて高いものを払っているとか、そ
ういった点について、地方団体も行政については
指摘さるべき問題点があるのではないかというこ
とを、私どもは相対的に見まして感じております。

したがいまして、私どもはやはり地方行政、地
方財政のあり方としまして、節すべきところはで
きるだけ節して、必要な行政水準の向上に充てな
ければならないのじやないか。こういった点につ
いて、現在の地方財政のあり方につきまして、私
どもとしてなお問題に思う点も多いわけござい

○広瀬(秀)委員 確かにそういう、いまおっしゃられた一面は、私も認める面もあります。しかし、たとえば給与の問題などについて、これが国より少し高いといふようなことについて、大蔵省がそういう角度でそうとやかく言うべきものではないと思うのです。それはやはり地域住民が地方自治の本旨に従つて決すべきことであつて、そのことによつてどうこうということは私は言うべきではないと思います。会館行政だとか、あるいは市役所をたいへん分不相応なすばらしい、必要なものについては当然規制すべきだと思うのですが、給与の問題については私は違つた見解を持つておるわけです。

いずれにいたしましても、この行政水準がまだまだ非常に低く抑えられているというところに着目をするならば、単に数字にあらわれた面で、行政水準を落としておいて黒字が出たといったのではなくてはならぬわけですから、とんとんにいつても行政水準はかくかく上がりまし、これだけ住民は非常に生活環境が整備されて喜んでおりますというような事態が出ることが、地方自治の一番大事な点だと思うのです。そういう点について、今日、たとえば保育所の問題が非常に立ちおくれているというようなことが強くいわれておるわけであります。いまこの問題でも地方において非常に格差がござります。非常にたくさんのお公営の保育所などを持つておるところと、そういうところはもうほとんど大きな都市でありながら、私営の保育所などの建設に非常に不熱心であるという格差がございます。

そういうような場合に、これは自治省に伺いたいのですが、大体同じような市のレベル、人口規模と財政規模というようなものを比較して、保育

二

所というのはたとえば人口何万に対してどのくらいのものが適正だというような基準などがあるわけですか、そしてそういう指導というようなものをお持ちはあるんですか。

してあるのかということに対して、きわめて小さい比率でしか保育所がないのだというものに対し積極的に、おまえのところは基準財政需要額の中で保育所の要求というようなものはほとんどな

○細郷政府委員 保育所につきましての現実の指導は厚生省がやつておるわけでございまして、私

してあるのかということに対しても、きわめて小さい比率でしか保育所がないのだというものに対して積極的に、おまえのところは基準財政需要額の中で保育所の要求というようなものはほとんどないではないか、もつと効用面を高める必要があるのではないか、そういうような指導を——これは

すれば、こういった基準を引き上げることによつてだんだんとそういう面が充実されていくのではないだらうか、こういうふうに考えておりま

うわけでございます。したがいまして、私どもは交付税の算定にあたりましては、各省のそういうた施策を交付税の需要にできるだけ反映していくという行き方をとつて、各省と連携を実はとつておるというのが現状でございます。

額の算定におきまして、保育所につきましては、会員の算定の中でもこれを算定することにいたしております。その場合に、標準の団体として十万の人口の団体を想定して、そこには保育所が幾つあるべきだ、こういうことから経費を割り出しておるわけです。いまお話しのありましたように、人口の段階に応じて保育所の数というものをきめてまいりますことは、一面では非常に理屈に合うわけですが、ござりますけれども、反面、実態から見ますすると、必ずしも人口の数に応じてそのとおり置いていいないというところもあるわけでござりますので、実は今回の改正におきまして、標準団体におきましては従来どおりにいたしておりますけれども、保育所の数の多いところ、保育所の託児、問題数の現実に多いところにつきましては多いよろしく、少ないところには少なくいくようにといううえで、正の方法を新たに導入することによって実態に沿うようにならねたい、かようにやっております。

単に保育所だけではありません。そのほかの基準題等についてもやはり水準をならしていく。そこでこの――保育所の問題については非常に落差がある、非常に低いところがある。そのかわり道路なら道路ばかりではなくてやつておるというようなこともあります。こういうようなものもやはり地域住民のやることだからそれでいいのだ、ここのいろいろなことはなく、やはりそういう面での指導ということを通じて全体的にバランスのとれた地方自治にいくような形といふものをある程度指導をしていく、誘導していく、こういう考えはやはり私は必要だと思うのですが、そういう点についての御見解はいかがですか。

○細郷政府委員 先ほども申し上げましたように、直接の指導はやはり厚生省でやつていただからなければなりません。それを各自治体がそれぞれ自治体の特色を生かしながらどういうふうに消化をしていくか、そういう点から、どの自治体も一律であるという必要は私はないと思っております。ただ私どもは、基準財政需要額の算定におきましては、先ほども申し上げましたように、人口十万について九百二十九人の人員を必要とするのだという基礎によつて実は計算をいたしております。ただ、それが実態に必ずしも合わないところよつて今回実態に合わせるようにしてまいりました。い、こういうふうに考えておるのでございます。ただ、交付税でございますからひもつきの財源でございませんので、これによつてこの算定どお

○広瀬(秀)委員 地方自治ということからいえば、画一的な指導ということはやはり問題だと思うのです。しかし、市長なり何なりの恣意的なやり方で不急不要と思われるようなところにどんどん金を使つたり、そしてほんとうに大衆が喜ぶようなところに金を回さないといふようなことは現に起つて来るわけですね。そういうようなものをつけとく。しかし、それではあまりにも野放しになるし、自治省の存在理由というのは、そういう点での適正なよき助言というかアドバイスというかをういうものもあるし、それから全体的に行政本準を上げていく、そういういろいろな指導の面といふものもやはりあるだろうと思うんですね。行政本準というものを全体的にバランスのとれたもので引き上げていく形での指導の強化といふ点がござります。私は、地方自治体というものが全く他の施策の外に存するものではないと考えるのではあります。やはり國の施策の中において地方自治体がそれぞれその特性を發揮していく、こういうことから見てまいりますと、やはり関係各省におきましてそれを施策を立て、あるいは予算を配付し、あるいは法律をつくり、そういうことをころにそれぞれの団体の苦心があるんだどうと困

○**広瀬(秀)委員** 時間があまりありませんから次に進みます。

昭和四十一年度に発行された特別事業債、これはたしか千二百億くらいと思ったのですが、これの償還財源に充てるために、去年も若干の措置をした。昭和四十三年度は九十億を普通交付税の配分方式に準じて地方公共団体に交付するということが成了ったわけであります。当時は一般財源で交付税を増額すべきものを事業債に振りかえたといたことでこういうことになつてゐるわけであります。その点から見ますと、実際に四十一年の段階で特別事業債を発行した、そういうところに対しても、それに見合ひ交付のしかた、元利償還に見合ひ交付のしかたというものが当然だらうと思うのですが、普通交付税の配分方式に準じて、ということはちょっとここに問題があるんじゃないのか、そういうふうに思うのですが、その点はどうなんございましょうか。

○**細郷(政府委員)** 特別事業債の元利償還金に對してどういう財源措置をするか、その方法はいろいろ考えられるわけでございます。

一つには、それぞれの団体の元利償還額のなまの額に対しても完全な元利補給をするという行き方

もう一つだろうと思ひます。

それからもう一つは、今回とつておりますような考え方でございますが、いろいろ沿革と申しますが、その特別事業債の起こったときを考えますと、もし昭和四十一年度に交付税が順調に伸びておったとするならば、基準財政需要額によつて処置されたであらう、こう考えてまいりますと、やはりこの償還金につきましても、基準財政需要額の算定によつてカバーしていくのがいいのではないかどうか。これをやることによって、交付団体、不交付団体を通じて、それぞれ需要額を算定してまいる、こう考えまして、今回の措置をとつておるわけでござります。

○広瀬(秀)委員 若干疑義が残るわけですが、その問題だけやっておるわけにもいきません。

それと同時に交付かる十三年度から五十六年

度まで——事業債は償還金が大体七年くらいですね。そうしますと、こういうような長期にわたりますと、やはりその面で若干地方財政に対する圧

○細郷政府委員　政保債は十五年のものもござい
迫ということにもなりかねない。どうして五十六
年までという年限を策定しましたか。

ます。そこで、今回基準財政需要額に算入するこ
とにいたしましたについては、理論的な計算によ
ります財政需要額を算出することとしたしました。と

申しますのは、それぞれの団体の個別の計算ということになりますと、利子もいろいろであったり、年限もいろいろであつて、つらつらとあります。

途中で繰り上げ償還をしたり借りかえ償還をしたりということもあります。非常に繁

たしました結果、十五年間で元利償還をするといふのもとでどういう償還額になるかという計算をいたしました。各団体を通じまして、同じ条件でござりますが、

う計算になつたわけでござります。
○廣瀬(秀)委員 問題を先に進めますが、建設省
がお見えになりましたので、建設省に伺います
が、建設省の道路整備五ヵ年計画があるわけであ
ります。これによりまして、国道、県道、市町村
道と分けまして、舗装的道路はどういうところま

で比率を高めていくという計画になつております

か。その点を三つに分けてお答えいただきたいと思います。

○吉兼訪明員 この五ヵ年計画が計画どおり達成されるといたしました場合に、四十六年度末で、私のほうで推定をいたしております数字でござい

ますが、一般国道で申し上げますと、舗装済み延長が全体の九二・九%，それから主要地方道が六一。

九%、一般地方道、これは県道でございますが、これが二九・六%。以上でございまして、市町村

道につきましては御案内のとおり、総延長に対する比率が非常に低うございます。したがつて、特に整備率でなくて事業量で現在私ども考えてお

りますが、大体千四百三十七キロメートルの市町村道の舗装をやりたい、こう考えております。

○廣瀬(秀)委員 市町村道は、総延長何キロござ
りますか。

○吉兼説明員 市町村道の総延長は大体八十四万キロ程度でござります。

ナ十四万キロのシカ一千四百三十
七キロといふなら、これはたいへん低率のもので
あります。今回、地方公共団体に地方道路譲与税

譲与金として譲与する、こういうようなこともあり、また、石油ガス税の収入の二分の一に相当す

の指定市はなれ酉付されるといふことにからてお
ります。実際に今日、政府も過疎対策、山村振興
というようなことを盛んに言つてゐるわけであり

ますが、とにかく市町村道がこういう状況に置かれている。ほんとうにペーセントではものを言え

ない。こういうような状況で、おそらく二%か三%ぐらいの舗装率でしかないだろうと思うので、まあ、そういう方に付けて、今回の品質でいい

わば県と大都市中心だけになっている。こういうようなことで、一体市町村といらものは道路財源

「どうやうのをどうやうところだどうやうぐあいにして仰ぐか。しかも、市町村道といふものよ。今日、学校で

通う子供たち、あるいはまた農作業をやる、あるいはまた生活圈、そういうような形の中で、それらの地域の住民にとっては一番利用度が高い、日常ふだんにその道路を利用しなければならぬ、そういう性格のものであります。これが政策の考慮の外に置かれているようなそういう状況にある。これについて、一体どういうような形でこれをやっていこうというような計画が自治省としてはあるのか。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

あるいはまた建設省としても、それに対する助成策というようなものをどういうふうに持つておられるのかと、ということを伺いたいと思うのです。特に、財源の問題などどういうようにするのか。せつかく地方道路譲与税あるいは石油ガス税の二分の一の繰り入れというようなことで財源を確保しても、それはでかいところだけだ、それ以下の財政規模の非常に小さいというところにはこういう財源がない。これではもうどうにもならぬだろうと思うのです。それについての見解をひとつ両方からお聞きいたいと思います。

○細野政府委員 市町村道の道路財源に欠けていることは御指摘のとおりでありますので、今回新たに、府県税として自動車取徴税を創設いたしました。それを徴稅費引きでその七割を県内の市町村に配付するといったようなことによりまして、いままでなかつた道路目的財源を市町村に与えることができるようになるわけでござります。もちろん、これだけで十分だとは私どもは考えておりませんけれども、さあたってこういうような措置によって四十三年度は進んでまいりたいと思いまます。

○広瀬(秀)委員 ああいう自動車取徴税が今度創設をされているわけで、大体三百五、六十億だと思ひのですが、その七割がいきましても、市町村に配付されるのは二百一、三十億くらいのものでしょう。これでは多くの貧弱な市町村の道路をりっぱにしていくための費用としては、いかにもズメの涙どころではない。国道は五ヵ年計画で

九二・九%にされるという反面において、二%にも満たない、あるいはそれ以下の舗装率でしかないというような状況は何としても……。これからずっと自動車取得税を続けていくといたしまして、五年先くらいには一体何%くらいの舗装率になりますか。これはちょっと言えないくらいの小さなものだと思うのですが、どのくらいにめどを置いておられますか。

○吉兼説明員 お尋ねの五ヵ年計画の最終年度末におきまして、市町村道だけを考えました場合に、舗装率は八%程度でございます。

○吉兼説明員 その最終年度は何年ですか。

○吉兼説明員 四十六年度末でございますから、四十七年三月末でございます。

○広瀬(秀)委員 財政局長いかがですか。そういうふうなことで、八%になるというのは当然自動車取得税を織り込んだ数字だと思うのですが、この問題はあと九二%の未舗装が残るのです。こういうものをもっと計画的テンポを早めるなり、道路の改良なりあるいは舗装率を急テンポに進めるなり、こういうようなことについてもっと定期的な方法というのではないですか。地方一般県道などは、先ほど言われたように約三〇%ということになり、主要なる地方道は六一・九%になる。これから見ていかにもふり合いということですね。四十六年度を終期にしてそういうことだ。これをもととテンボを早めて舗装率を高めていくと、いうような計画の手直し、あるいはまた大蔵省も、そういう自治省の考え方というものに財源的な裏づけを何らかの形で考慮をしていくという配慮は当然あってしかるべきだと思うのです。これは政策問題ですから、大蔵省主計局次長の相沢さんと倉成政務次官の両方からお答えしていただきたいと思いますが、まず財政局長からお答えをいただきたいと思います。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたように、今回は自動車取得税の創設ということをいたしましたが、ご存じます。なお、財源のほうでございま

九二・九%にされるという反面において、二%にも満たない、あるいはそれ以下の舗装率でしかないというような状況は何としても……。これからずっと自動車取得税を続けていくといたしまして、五年先くらいには一体何%くらいの舗装率になりますか。これはちょっと言えないくらいの小さなものだと思うのですが、どのくらいにめどを置いておられますか。

○吉兼説明員 お尋ねの五ヵ年計画の最終年度末におきまして、市町村道だけを考えました場合に、舗装率は八%程度でございます。

○吉兼説明員 その最終年度は何年ですか。

○吉兼説明員 四十六年度末でございますから、四十七年三月末でございます。

○広瀬(秀)委員 財政局長いかがですか。そういうふうなことで、八%になるというのは当然自動車取得税を織り込んだ数字だと思うのですが、この問題はあと九二%の未舗装が残るのです。こういうものをもっと計画的テンポを早めるなり、道路の改良なりあるいは舗装率を急テンポに進めるなり、こういうようなことについてもっと定期的な方法というのではないですか。地方一般県道などは、先ほど言われたように約三〇%ということになり、主要なる地方道は六一・九%になる。これから見ていかにもふり合いということですね。四十六年度を終期にしてそういうことだ。これをもととテンボを早めて舗装率を高めていくと、いうような計画の手直し、あるいはまた大蔵省も、そういう自治省の考え方というものに財源的な裏づけを何らかの形で考慮をしていくという配慮は当然あってしかるべきだと思うのです。これは政策問題ですから、大蔵省主計局次長の相沢さんと倉成政務次官の両方からお答えしていただきたいと思いますが、まず財政局長からお答えをいただきたいと思います。

○細郷政府委員 先ほど申し上げましたように、今回は自動車取得税の創設ということをいたしましたが、ご存じます。なお、財源のほうでございま

ないと私は思う。なるほど質疑者が過去十年も主計局長の出席要求をしなかつたことは、これは私はおかしいと思う。与党、野党を問わず、その点は全く妙な錯覚におちつておつたものだと私は思います。でありますから、この点はある程度しかたがなかつたとしても、私はここではつきり申し上げておきたいことがある。

きょう、私はあえて憎まれ口をたたきます。私は十三年余りの代議士生活をしております。そしてほとんど各省の役人の気風というのもよく存しております。ところが、大蔵省の官僚の他省の官僚に接する態度、あたかも旧陸軍関東軍が満州国軍の軍人に接する態度であります。何か一格上であるかのごとく、何か施をしてやる立場のごとく、私はまことに不愉快な思いを幾たびかいりました。そのような思い上がりが今日の主計局長が——私はいまの村上君を悪いと言ふんじやありません。過去十年以上もそのような思い上がりが歴代主計局長をしてこの委員会、しかも自分が最も縁の深い大蔵委員会を軽視する風潮につながつたものだと私は思う。私はあえて長々とこの問題で申し上げようとも思ひませんし、いまここで結論が出るまで強く私が食い下がるということは、実際の肝心のこの法案審議に非常な支障を来たすと私は思いますから、きょうはおそらく採決もございましょうから、私は時間の関係からあえて多くを語りませんけれども、このような大蔵省の姿勢というものに対しても私はどうしても納得することができません。私は、その意味において、今後委員諸君が少なくとも主計局の所管にかかる法案審議に關しては毎回主計局長をお呼びになられ、責任ある答弁をお求めになることを期待もいたしたいし、同時に、大蔵当局がそのような積極的に国会を重視する姿勢をとつてもいいたい。そうして大蔵省の中に充満しておる何となく思い上がつた大蔵官僚的氣風というものの一掃をはかつてもいたい。幸いにして倉成政務次官は、少なくとも私の見るところにおいては、私の今まで知り及んでおるあらゆる政務次官よりも

あなたたはりつぱな政務次官だと私は思つておる。大蔵大臣よりも政務次官のほうが答弁がうまいとます。私は友人として倉成君を見ておつて、ほんとうにうれしく思ふし、また安心して委員長席についておることができました。しかし能力的な、政務次官として答弁をうまくおやりになる、法案審議をすみやかに解決するよう努力をなさる政務次官で今日まであられたのはけつこうだが、政務次官の任期はわずか一年、もはやその多くをあなたたは費やされた。これからは大蔵省にあって、大蔵省のよき面を助長しながら悪き面をコントロールするといふ名政務次官としての足跡を残してもらいたい。これを強く要望するものであります。また祈るものであります。私は、あえてこれまで申し上げませんが、政務次官から、村上君個人でなくして、これから主計局長というものに御所見を承つて私の質問を終わりたいと思ふます。

○倉成政府委員 お答えいたしたいと思います。大蔵省が国の財政を預かっているという立場から、やはりその衝に当たる者は心してその举措、態度に注意すべきものだという御指摘はまことにござつともございます。一生懸命やつていてると思いますが、やはりその間においていろいろ御指摘のような感じを与えておることがあれば、まさに遺憾に存じます。この点は必ず改めさせることにいたしたいと思います。

また、ただいままで数々大蔵省に対する御忠告がございましたが、それぞれの面について私も委員長と同感の面もござりますので、そういう点につきましては、ひとつ十分これから配慮いたしまりたいと思つております。

○田村(元)委員 終わります。(拍手) 大蔵委員 ただいま田村委員の発言があつました。私は、それをお聞きしている中であつて、その意味においては、私のほうから主計局次長を三名にふやしてもらいたい、その理由を問うてみたら、それは各委員会において主計局長をはじめ主計局次長の出席要求が非常に多い、したがつてそういう面において十分に国会にサービスをする意味からも、主計局次長を一名増員をしてもらいたい、こういう答弁がなされて、私もそれに賛成をいたしました。それで、その大蔵省設置法の改正を満場一致で承認をいたした記憶が今まで残つてゐるのでございました。

なお、御承知のように、主計局長は政府委員であります。三名の主計局次長もそれぞれ政府委員であります。政府委員として任命する以上は、国会に出てその立場を明確にしていくのが本来の国会と当局との関係だと私は思ひであります。私は主計局長を呼ぶように、この委員会で要請をしたことがあります。ところが、予算委員会以外には出席をしない慣例になつてゐる。こういうふうに委員部のほうが申しますから、そういうような慣例というものが、はたしてどういうような法令に基づいてやつているのかということについては、若干の疑問を感じておつたわけであります。ただいま委員長が、わざわざ委員席におりまして、この問題について追及をいたしました。

中ではつきりいたしてまいりましたのは、改むべきことは改めてまいりたいという倉成政務次官の答弁でござります。したがいまして、われわれ理事会といたしまして出席を要求いたしました場合には、今後必ず出席をせしめるという確約を、この際、大蔵政務次官から御答弁をいただいておきたいのでござります。いかがでござりますか。

○倉成政府委員 主計局長の出席につきましては、特に主計局長でなければならないという場合には、ひとつ出席するよういたしたいと思いま

落ちない点がございます。前は主計局次長といふのは二名でございました。私は前の期において内閣委員をいたしておりました。そのときに、大蔵省のほうから主計局次長を三名にふやしてもらいますと、これはやはり仕事のほうもなかなかうまくないということになりますので、その辺のところはよく御理解いただいて、御相談の上で配慮いたしたいと思います。

○田村(元)委員 私は一度質問を終わりました。そこで私は、もうこれは質問ということよりて、かつ委員から特に名さしで出席を要求された場合には、私は職権をもつて委員会を開きませんから、その点だけははつきりとしておいてもらいたい。私はそれだけはつきりとここで言明しておきます。(拍手)

そこで私は、もうこれは質問ということよりて、毎日のように引っぱり出されることは当然だと私は思ふ。それをすら断わるということになれば、これほども、主計局所管にかかる法案審議に関して、かりに委員から所管の法案に関する強い要求があつて、欠席に関するその委員の了解が得られない場合は、私は職権をもつて委員会を開きませんから、その点だけははつきりとしておいてもらいたい。私はそれだけはつきりとここで言明しておきます。

○渡辺(美)委員長代理 続いて質疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤(山)委員 いま、われわれがたいへんうかつて、大蔵省の立場だけを認めておつて、主計局長を全然呼ばなかつたというのは、野党としても少々反省しなければならぬと、しみじみ感じさせられたわけであります。田村委員長の勇断をわれわれは非常に高く評価し、これから主計局管轄の法案の際には、ぜひ主計局長もときどき出席を求めていたいと思いますから、どうか政務次官もまた次長も、きょうの田村委員長の決意のほどを十分肝

に銘じて、今後われわれの期待に沿えるよう、強くまず冒頭に期待をして質問に入りたいと思ひます。

まず第一に、税外負担の状況でございますが、地方に行きますと、非常に税金を納めておるのに次から次へと寄付が来て、なかなか容易でない、そういう不満を聞かされるわけであります。自治省としては現在税外負担が、府県と市町村に分けた、大体どの程度税外負担というものがあると認識をしているか、その数字をまず先に明らかにしてもらいたいと思います。

○細郷政府委員 昭和四十一年度の決算をもとに推計をいたしたものでござりますが、それによりますと、府県分が三十億四千二百万円、市町村分が五十七億三千七百万円、合計八十七億七千九百五十五円、こう見込んでおります。

○武藤(山)委員 その数字を私は国会図書館立法考査局の統計表でちょっと目を通してもみますと、自治省の発表した数字をここに掲載しております。それによりますと、三十九年度の場合、四十年度の場合、数字が出ております。三十九年度は府県、市町村合わせて二百九十四億、四十年度は二百六十八億、寄付金という項目で入っています。それ以外に雑収入という形でかなりの数字がその下に入っております。三千二十一億、二千六百七十三億、こういうことでありますから、おそらくこの寄付金というものは主として住民から集める寄付金ではなかろうか、こういう感じがするわけであります。が、この決算総額の中に含まれている寄付金の中身というのは、これは主として住民からの寄付が多いと思います。

○細郷政府委員 多くの団体のこととござりますからいろいろな種類のものがあるうと思いますが、大部分は住民あるいは会社でありますとか、そういった面からの寄付が多いと思います。

○武藤(山)委員 そうしてみると、自治省がいまおつしやる四十一年度が八十七億八千万、四十一年度が百四億九千七百万、三十九年度が百三十四億

七千九百万という数字が概算税外負担である。すでに決算で、財政白書でも発表している三十九年度が二百九十四億、四十年度が二百六十八億と、百億ばかりの差は、そいたしますと、強制寄付でない——この私に配つてくれた資料は、強制的な寄付という意味なのか。それから、この決算のほうへ出ているのは、任意の寄付からみんな含められるから、百億も差がつくのか。この数字に百億からちがつくなはどういうわけだらうか。

○細郷政府委員 実は税外負担というものをどの範囲にとらえるかというのむずかしいわけでございます。予算の科目から申しますれば寄付金になるものもございましょうし、それから品物にして寄付採納するものもございますですから、それをどういうふうに税外負担と見たらいいかといふことは、私どもも実はむずかしい問題で、確たるものにはつかめないのでございます。從来寄付金その他で出てまいりましたものを、そのうちで公費で負担をすべきものがどれくらいあるであろうか、しかも決算上に出てきたものがどうであるかというふうに、いわばしぶりをかけてみた数字が、いまお手元にいっている数字でございました。したがいまして、その数字自体も、最初に申し上げましたように実は推計であるわけでござります。

○武藤(山)委員 そうすると、直接たると間接た

る所を問わずという場合の間接というのまあ外郭団体をさす、そこまではわかる。その外郭団体といふのは、外郭団体ではないといふ團体と外郭団体であるといふ團体での区別は一体どんな概念で規定しているのですか。たとえばP.T.A.の場合、これは外郭団体なのが外郭団体でないのか。交通安全協会、これは外郭団体なのが外郭団体でないか。道路愛護協会、これはどうだらう。個々に具体的に自治省としては、この場合にはこういう内容ならば外郭団体でない、こういう場合ならば外郭団体だという規定を設けて通達をしてくれなければ、この規定だけでは、直接たると間接たるとを問わずということをそのまま理解をすれば、一切の寄付は地方公共団体はとつちやいかぬのだ、

○武藤(山)委員 そこで、いまの答弁の中からも、当然団体が支出すべき項目というものと、これは寄付金でやつてもいいんだという項目との限界が非常にむずかしいのですね。自治省は一

回ありますね。これを文字のまま読みますと「直接たると間接たるとを問わず」——このう規定になつてゐる。「寄付金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない。」直接たると間接たるとを問わずといふその直接たるはわかりますが、間接たるとを問わずといふのはどういう意味ですか。

○細郷政府委員 いろいろなケースがあると思いますし、その当時の通達にもそういう表現を実はしました。その当時の通達にもそういう表現を実はしました。その当時の通達でもございましたし、その当時の通達でもございました。

できるだけ排除したいという意味で、事例として適当であったかどうかわかりませんが、外郭団体等を通じてやるものもいけないというこういう表現を実はいたします。しかし、その外郭団体たるものも、一体どういうものを外郭団体といつていのいか、これも定義が定まっておるようまだ定まっていないのが現状であるうと思います。そこに申しておりますことは、そういういた強制的に割り当て的な寄付をさせてはならぬのだと

いうこと、脱法的にやつてもいかぬし、直接的にやつてもいかぬということを強調しようといふことがあります。そこには申してありますことは、そういういた強制的に割り当て的な寄付をさせてはならぬのだとからそういう通達の文言になつているわけであります。

○武藤(山)委員 そうすると、直接たると間接た

る所を問わずという場合の間接というのまあ外郭団体をさす、そこまではわかる。その外郭団体といふのは、外郭団体ではないといふ團体と外郭団体であるといふ團体での区別は一体どんな概念で規定しているのですか。たとえばP.T.A.の場合、これは外郭団体なのが外郭団体でないのか。交通安全協会、これは外郭団体なのが外郭団体でないか。道路愛護協会、これはどうだらう。個々に具体的に自治省としては、この場合にはこういう内容ならば外郭団体でない、こういう場合ならば外郭団体だという規定を設けて通達をしてくれなければ、この規定だけでは、直接たると間接たるとを問わずといふことをそのまま理解をすれば、一切の寄付は地方公共団体はとつちやいかぬのだ、

○武藤(山)委員 そこで、いまの答弁の中からも、当然団体が支出すべき項目というのと、これは寄付金でやつてもいいんだという項目との限界が非常にむずかしいのですね。自治省は一

回ありますね。これを文字のまま読みますと「直接たると間接たるとを問わず」——このう規定になつてゐる。「寄付金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならない。」直接たると間接たるとを問わずといふその直接たるはわかりますが、間接たるとを問わずといふのはどういう意味ですか。

○細郷政府委員 外郭団体の定義はなかなかむづかしいのでござりますが、して言いますなら、一般的には、その地方団体が主体となつて設置をした団体あるいはその地方団体の行なつております業務に非常に深い関係がある団体、あるいは業務をある程度代行するような団体、そ

いつて、じゃ一つこれはどうかあれはどうかといつてみても、また県によつてはいろいろ違うものもござりますし、一がい的には私どものほうではちょっと申し上げかねるのであります。PTAなどは、特殊な場合は別としまして、一般的には外郭団体というとばには入らないのではなかろうかと私どもは考えております。

なお、その通達で外郭団体というそういうふくらむ表現を使つたのはどうか。確かにおしゃりを受ける点もあるうかと思ひますが、その通達を出しました趣旨は、先ほど申し上げましたように、ちょうど終戦の後でございましたして、いろいろ六・三制とか新しい警察制度、消防制度の拡充とかおりました時代でございましたので、特に形を変えたようなことが非常に急激にやつてしまつてあります。したがいまして、いろいろ六・三制とか新しい警察制度、消防制度の拡充とか受ける点もあるうかと思ひますが、その通達を出したよ

いたようなことが非常に急激にやつてしまつてあります。したがいまして、いろいろ六・三制とか新しい警察制度、消防制度の拡充とか受ける点もあるうかと思ひますが、その通達を出しました趣旨は、先ほど申し上げましたように、

P.T.A.などは、特殊な場合は別としまして、一般

に道路の施設の建設事業費である場合、高校の建設事業費について住民から寄付をもらつてはいけない。これは法律できちつときまつていて、どういう理解であります。

そこで、いまの地方財政法の二十七条の三あるのは二十七条の四で、こういう場合には住民から寄付を受けてはいかぬという規定がありますね。高校の施設の建設事業費である場合、高校の建設事業費について住民から寄付をもらつてはいけない。これは法律できちつときまつていて、どういう理解であります。

そこで、いまの地方財政法の二十七条の三あるのは二十七条の四で、こういう場合には住民から寄付を受けてはいかぬという規定がありますね。高校の施設の建設事業費である場合、高校の建設事業費について住民から寄付をもらつてはいけない。これは法律できちつときまつていて、どういう理解であります。

そこで、いまの地方財政法の二十七条の三あるのは二十七条の四で、こういう場合には住民から寄付を受けてはいかぬという規定がありますね。高校の施設の建設事業費である場合、高校の建設事業費について住民から寄付をもらつてはいけない。これは法律できちつときまつていて、どういう理解であります。

そこで、いまの地方財政法の二十七条の三あるのは二十七条の四で、こういう場合には住民から寄付を受けてはいかぬという規定がありますね。高校の施設の建設事業費である場合、高校の建設事業費について住民から寄付をもらつてはいけない。これは法律できちつときまつていて、どういう理解であります。

○細郷政府委員 プールの建設費は、その条項には当たらないものと考えます。

○武藤(山)委員 そうすると、プールの寄付は、半強制的に割り当てしても、この二十七条の四には抵触しない。しかし四条の五には抵触するかもしだら。どういう解釈になりますか。

○細郷政府委員 四条の五は、御承知のように、自発的な寄付はよろしいが強制的な割当的寄付はいけないということをございまして、その中で特に市町村あるいは府県においてケースが多いであろうという心配のされるものにつきまして、それの条項をきめておる、こういうことでござります。

○武藤(山)委員 そこで、いまの二十七条の三と二十七条の四に規定したもの以外の支出なら、PTAは――PTAの例でありますよ。PTAの場合、建物の維持及び修繕以外だったら、RTAが何ぼ金を集めて学校へ寄付しても、あるいは市に寄付しても、それはそういう法律から見て好ましくないと判定はできない。建物の維持及び修繕以外ならば、そういうラフな解釈ですか。

○細郷政府委員 個別のケースの問題でございますから、一がいに申し上げかねますが、ここに書いてないからよろしいという気持ちは毛頭持つておらずません。全く自発的に出ます寄付は、これはいいと思ひますけれども、強制的、割当的寄付はいけないという精神は地方財政法に出でるわいとございます。それによつて判断をすべきものと考えております。

○武藤(山)委員 税外負担を解消するという答弁を政府も大臣も再三してきたいし、自治省もそういう指導をする。それには通達も出している。ところが肝心な、何が強制的でない区別もはつきりしていない。それから、外郭団体を通じてやつた場合でも強制的な寄付はいけない。じゃ、その外郭団体とは一体何かといえば、それもはつきり通達や指導の中には規定されない。これじゃ税外負担を解消するといったって、基準がはつきりしていません。

なければ、適切な指導ができないじやありませんか。どうなんですか。

○細郷政府委員 やはり終局的には常識によつて判断をさるべきものと私は考えております。地方財政法に規定してありますこと自身も御承知のよう訓示的な規定でござりますので、ここにあるからどうこうというよりは、むしろこんな規定を

まつまでもなく、良識によつて判断をすべきものだ、こういうふうに考えております。ただ私どもは、税外負担の解消をただ口の上で言つているだけではいけませんので、こうして決算の上から出てまいりまして、このうちで公費で負担すべきものがこれだけあるという費目につきましては、それをそれぞれ基準財政需要額の需要に反映をいたしまして、そうしてできるだけそういう形の寄付がなくなるよう、あるいは税外負担がなくなるようになつて現実的な指導でこれにこたえていくことを。

○武藤(山)委員 そこで、基準財政需要額の中に昭和四十三年度は大体幾ら見積もつか、それが四十二年はどれぐらい、四十一年はどれぐらいい、過去三年ぐらいの税外負担解消のために具体的に交付税の中にこれだけ一応見込んだ、その数字を明らかにしてください。

○細郷政府委員 四十三年度は、ただいま申し上げました四十一年度の決算から推定をいたしました八十七億七千九百万円を、それぞれの該當費目ごとに全部需要額に織り込みました。それから昨年、四十二年度は、四十年度の決算をもとにしたもののとして百四億九千七百万円、その前の年は百七億円をそれぞれ需要額に見込んでおります。

○武藤(山)委員 そうするとあなたの立場として金額は交付税の中に含めておるから、自治団体としては強制寄付をしなくも、割り当て寄付をしなくもやれるはずなんだ。だから、やるのはそれはそれで、あなたはいかがですか。

○細郷政府委員 現実的な問題と指導の問題と二つあると思うのでございますが、現実的に何といつても税外負担という金錢的なものでございまして、それだけの財源をまず与えることが、これを予防する一つの有力な方法であろう、こう考

えるわけでございます。その意味で、基準財政需要額にわずかずつでもともかく見込んでいくことによって需要額を増大させておる。一方では、文書その他によつて指導をいたしておるわけでございます。もちろん常識を最終のとりでとはいたす

わけでござりまするけれども、おかしい具体的なものにつきましては、個別に注意をいたしておるのをございます。それがあまりにもはなはだしくて法令に違背するというようなことでござりますれば、これは財政法なり交付税法の規定によつて措置をしなければならないと考えます。

○武藤(山)委員 たとえば、この自治省が発表した税外負担の状況というものは、これは全国のトータルの中ではほんの一部分にすぎないと見ておるので、私の判断です。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕
というのは、たとえば私の町の例を一応調べてみますと、四十一年度決算で、人口わずか十六万の市で正式に地元民から寄付として予算に計上した受け入れ額、寄付金として受け入れた額ですね。それ以外に、受け入れないで使つておるPTAの予算なんか一ぱいありますよ。受け入れておる正規のものだけでも三千万円ある。それはい千万円が学校援助費、一千五百万円が体育館とプールと校舎の建設費、五百万円が記念事業の費用、学校二十周年記念とか、体育馆ができた十周年記念だとかそういう記念事業。三千万円が正規の寄付金とし

だ、こう理解をして、それ以上のところは何ともうとことはないじやありませんか。

○細郷政府委員 現実的な問題と指導の問題と二つあると思うのでございますが、現実的に何といつても税外負担という金錢的なものでございまして、それだけの財源をまず与えることが、これを予防する一つの有力な方法であろう、こう考

えるわけでございます。その意味で、基準財政需要額にわずかずつでもともかく見込んでいくことによって需要額を増大させておる。一方では、文書その他によつて指導をいたしておるわけでございます。もちろん常識を最終のとりでとはいたすわけでござりまするけれども、おかしい具体的なものにつきましては、個別に注意をいたしておるのをございます。それがあまりにもはなはだしくて法令に違背するというようなことでござりますれば、これは財政法なり交付税法の規定によつて措置をしなければならないと考えます。

○武藤(山)委員 たとえば、この自治省が発表した税外負担の状況というものは、これは全国のトータルの中ではほんの一部分にすぎないと見ておるので、私の判断です。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕
というのは、たとえば私の町の例を一応調べてみますと、四十一年度決算で、人口わずか十六万の市で正式に地元民から寄付として予算に計上した受け入れ額、寄付金として受け入れた額ですね。それ以外に、受け入れないで使つておるPTAの予算なんか一ぱいありますよ。受け入れておる正規のものだけでも三千万円ある。それはい千万円が学校援助費、一千五百万円が体育館とプールと校舎の建設費、五百万円が記念事業の費用、学校二十周年記念とか、体育馆ができた十周年記念だとかそういう記念事業。三千万円が正規の寄付金とし

億円継ぎ足して計上いたしております。したがいまして、この農免の道路の関係事業費も揮発油税源見合の道路費の一部になりますから、農免の事業費がふえれば揮発油税見合いの他の道路費が減るという関係にはございます。そういう関係にはござりますけれども、ほかのものを減らして農免のほうをふやしていく、そういうようなことはないと思っております。

○武蔵(山)委員 その問題は、あとでまた主税局や農林省も呼んで詳しくお尋ねいたしたいと思います。

もう一つ、この前予算委員会で唐橋君が指摘をしておった総貫道建設に伴う県の委託の事業について、県が立てかえ支出をする。あまり立てかえ支出金額が多くなるということは地方財政を圧迫し、地方財政にあまりにも負担が重くなると思ひます。そこで、建設省道路局長と財政局長との間で取りきめをした契約書による、当該年度内に清算されることを原則とする。年度内というと、早い機会に支出した場合には一年間県が立てかえておかなければならぬ。だから、そういう年度内というあまりにも長い期間のばく然とした契約でなくして、そういう支出を県が立てかえておる場合には、少なくとも一ヵ月以内に道路公団は立てかえ分について支払うべきであるとか、あるいは項目によっては、その項目が一区切りつけられるときには、当然一、二ヵ月の期間のうちに立てかえ金について清算すべきだとか。両局長の取りきめた契約といふものは再検討して、何かそういう形に直す必要があるのではないか、そういう感じがするわけであります。が、財政局長の見解はいかがですか。

○細郷政府委員 兩者協議の上で年度内に清算するといふ考へ方でござりますので、その協議の過程において、いまお話しのような点を実現しようとすればできるだらうと私は考えまして、特に覚え書き、約束文書をどうこうということは考えておりません。

○武蔵(山)委員 しかし、年度内に清算すること

を原則とするということではあまりにもばく然としていますね。やはり地方自治団体と道路局あるいは高速當局となると、力に非常な差があるわけですね。なかなか言いにくい。したがつて、それはどうしても自治省のほうで音頭をとつてやって、道路局のほうには、きちつとできたら、とにかく一ヵ月以内には清算をするようにして、地方財政を圧迫しないようにしてくれ。そういう点の交渉は上の段階で、自治省の段階でもしかるべき処置をきちつととるべきであると私は思うのであります。

与党のほうが頼むぞ、頼むぞと言つてゐるから、時間をはしますが、最後に、大臣せつかくお見えになりましたので、大臣にお答えできる問題を一つお尋ねいたします。

いよいよ春闘も山場を終わり、三公社五現業の答へを出すという段階が来たわけであります。國家公務員については、まだ人事院の勧告が先でありますので、直接自治大臣の担当している従業員の問題については先になる話であります。四十

三年度の予算では、地方公務員のベースアップについての予算といふものどのように配慮されておるのか。政府は千二百億の予備費を計上して対

りますので、かりに五月から完全実施すると百億円が地方公務員のベアに回せると予想のつく金額だらうと思うのであります。七百五十億というとベアの率は、かりに五月から完全実施すると何%、去年と同じように八月からやつた場合には何%になりますか。

○細郷政府委員 実はその計算をいたしておりませんので、ちょっと手元に持つておりません。

○武蔵(山)委員 それは簡単にできるわけですね。私はけさそういう質問を局長にやるぞということを言つておいたのですがね。だからそれはちょっと怠慢ですな。あとでひとつ計算をして、例年の例でいくとかりに七百五十億をベアに使つた場合には何%になるか、至急に手元に出していただきたいと思います。

それからもう一つ、いま地方公務員について定年制を何とかしこうという自治省の考へのようではありまするが、もし定年制の法律をつくったしたら、大体どのくらいの人間が削減されるという予想なんですか。

○赤澤国務大臣 別に呼応したというわけではありませんけれども、毎年時期が来ると、同じようになります。ベースアップのために予算補正をしているのが例になつております。今度は国では総合予算主義をとるといふたまえでござりますので、われわれといいたしましても、一般行政経費の中の現年災

に必要なものも含めまして、八百五十億円を一応計上いたしております。

○武蔵(山)委員 八百五十億円は一般行政費の中に計上をしているのか、あるいは何か予備費といふとベースアップのために予算補正をしているのが例になつております。今度は国では総合予算主義をとるといふたまえでござりますので、われわれといいたしましても、一般行政経費の中の現年災に必要なものも含めまして、八百五十億円を一応

かえておるところもありますし、そういうところではおそらく条例をすぐつくることになると思ひます。ですから、いまの段階ではこれに該当して離職する人が何人あるかということは、全然予測できません。

○武蔵(山)委員 そうすると、この定年制のねらいは、新規の者が採用できなくなつてきました。現在就労しておる人たちが固定化しているために新規が入らぬ、高齢化している、そこで新陳代謝をはかる

うというのがねらいなのかな。それとも自治省は、現在の地方公務員の定数といふものがもうすでに絶対的に多過ぎるのだ、したがつてその絶対量を減らすのだという構想なのか。それはどちらにウエートがかかっているのですか。

○赤澤国務大臣 そのいずれでもありません。やはり国家公務員であれ地方公務員であれ、使用者は住民であり国民であるわけですから、そのことは憲法で明確になつておるわけなんにして、一応定数といふものをきめてはありますけれども、やっぱり最終は住民を代表している議会できめられるべきものであると考えます。

○武蔵(山)委員 議会できめられるべきものだつたらわざわざ中央で一律に条例をつくるのを促進するような定年制を出す必要はないのじやありませんか。

○赤澤国務大臣 その必要を感じておる地方団体もたくさんあるわけでございますが、いままでにそういう定年をきめる条例をつくるなどといふことは何か違法であるかのごとき感じが持たれておつたけれども、そうではないと思います。離職の規定を地方公務員法に入れたい、こういうことでござります。

こうなことをやろうというところに赤澤自治大臣の人気が下落するものができますのじゃないですか。どうも説得力がないですね。

○赤澤國務大臣 先ほども申されましたように、やはり職員構成は新陳代謝があるということ、常に若返るということは住民に対するサービスのゆえんでもありますし、また、この道を開くということについてはやはり地域住民にいろいろなお考

えがあるわけですから、それを尊重してその地域ごとに——何歳ということは申しませんけれども、あまり年老いておじいさんになつた方は、若い人もどんどん成長して就職への道を求めるわけでございますので、やはり中が流れるということは決して悪いことではない、その道だけは開いておこう、こういうことであります。

○武藤(山)委員 その問題はぎょうの本論ではあります。

りませんから、ここで大臣と論議することはやめます。

いずれにしても、今回の地方交付税法の改正に伴う、ただいま大蔵で議論をしておる措置のしかたは、地方財政から四百五十億圓が借りて、しかも今度は償還を早めて別に貸し出しをするなどといふややこしい手続をとつて、地方自治体の自治を侵害するような今回の政府の措置のやめます。

○村山(喜)委員 自治大臣にお尋ねいたしますが、あなたは二月の二十六日に赤坂プリンスホテルで、全国知事会地方制度調査委員会委員長の岡山知事さんの加藤武徳さんと一緒に「地方行政の諸問題」ということで座談会をおやりになりましたか。これは事実でござりますか。

○赤澤國務大臣 やりました。

○村山(喜)委員 そういたしますと、都道府県展望の四月号にその内容が出ておりますが、これは

ごらんになりまして、そしてこのことについては

そのとおりだ、こうなことでよろしゅうござい

ますね。

○赤澤國務大臣 読んでおりませんが、だいぶ調子よくやりましたから、いろいろなことが書かれています。

○村山(喜)委員 私が大臣にきょう出てきていただいたのは、この点についてあなたが非常に意気軒高として活躍をされておる模様をこの誌上によって承りましたので、それについてのあなたの自信のほどをひとつお聞かせいただきたいということでお出しましたいたいようなわけです。そこで次から次へお尋ねをしてまいりますから、お答えをいただきたいのです。

この特別会計の法案の審議にあたりましては、すでに中身の問題については地方行政委員会で十

分に論議がされたと思うであります。しかしながら、これは地方財政計画のその方針の中にも出

ておられますし、そして一般会計から受け入れた

うと思ひまするし、それで大蔵から受け入れた

○赤澤國務大臣 何がしか差があることは事実でございます。

○村山(喜)委員 地方財政を健全化していくといふ方向から申しますならば、そういうような災害等は政府資金によるものが全部だと私は思うの

ですが、それよりも、高利の資金を返済をしていく、こういうような方向に目に向けるのが当然で

はないかと私は思うのですが、それをあなたは古

い災害債分を処理するんだ、こうなうこと

でおられるというの、知恵をしぼつてやつたと

いうことを言われておるのでありますが、あまり知恵が

あるように私は思ひぬのですが、その点はいか

がですか。

○赤澤國務大臣 いろいろ考えたのでございまし

て、古い災害債は団体ごとに非常に凹凸もありますし、いかこの財政の内容を健全化するために

これは一べん大掃除をしなければならないといふことは考えておつたわけでございます。これも引

き揚げてしまふわけではありませんので、やはり

新しい行政需要には引き当てるに至りますが、これがいいんですよ。いいけれども、これは四十四、四十五、四十六の三年間にわ

ざりますれば何とかそういう面も指摘されるとおりかもしれません。しかし、それより一応総ざらいするということにも意味があるのでございまして、私は、地方財政健全化のために間違った道ではなかつたと考えております。

ら若干の比率は違いますけれども、そういう中で、今度あなたのはうでいわゆる二百五十億の資金運用部からの資金を借り入れて、そしてこの特別会計で交付税に加算をして配分をする、それに

ような構想のように承るのですが、これは政府資金分ですか。

○赤澤國務大臣 そのとおりでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、その政府資金分の金利と、それから市中公募あるいはその他団体から借り入れている分とは、資金コストの面資金分のほうは安くして、そして繰回債等による分は高い、これは間違ひありませんね。

○赤澤國務大臣 まあ大掃除とまではいかないと私は思うのです。今後おやりになるのかどうか、いまはまだはつきりしていないからお答えをいただきたい。

○村山(喜)委員 まあ大掃除か中掃除か小掃除かわかれませんけれども、やはり借金財政の上に成り立つておることは間違ひないところでございます。ですから、借金というものを洗いまして、できるだけそういうものをなくしていく。借金がなくなってしまえば一番健全には違いありませんが、現在の状態ではそこまではなかなかいきかねておりますので、しかし古い債務というものはやはり整理していくのが私は順当ではないかと考えております。

○赤澤國務大臣 その借金をなくしていくようにするというのはこれはいいんですよ。いいけれども、これは四十四、四十五、四十六の三年間にわ

たつて地方公共団体の一般財源から返済をしなければならないわけでしょう。

○細郷政府委員 二百五十億の借り入れ金につい

ては返済をいたします。

○村山(喜)委員 これは、災害債分は市町村まで入れたら三千六百七十五億、これは間違ひございませんね。

○細郷政府委員 そうでございます。

○村山(喜)委員 その古い分を大掃除をするんだと言ひますが、二百五十億で大掃除はできないと私は思う。大掃除をするということはこれからもぞう

いうような措置をしようというお考えですか。

○赤澤國務大臣 御案内のとおりに、昭和二十七年から三十七年までの公共災害復旧事業分を一応整理してみたと、いうことでございまして、それを内訳いたしますと、交付団体、不交付団体合わせて二百六十七億ということになっております。その後で今度整理いたしましたものが交付団体分二百三十八億円、ちなみに不交付団体分も若干そ

のうちに合併せまして二百五十億という計算をしたわけでございます。

○村山(喜)委員 まあ大掃除とまではいかないと私は思うのです。今後おやりになるのかどうか、いまはまだはつきりしていないからお答えをいた

だきたい。

○赤澤國務大臣 大掃除か中掃除か小掃除かわかれませんけれども、やはり借金財政の上に成り立つておることは間違ひないところでございます。

○村山(喜)委員 まあ大掃除とまではいかないと私は思うのです。今後おやりになるのかどうか、いまはまだはつきりしていないからお答えをいた

だきたい。

○赤澤國務大臣 その借金をなくしていくようにするというのはこれはいいんですよ。いいけれども、これは四十四、四十五、四十六の三年間にわ

たつて地方公共団体の一般財源から返済をしなければならないわけでしょう。

○細郷政府委員 二百五十億の借り入れ金につい

○村山(喜)委員 だから、それは三年間計画でや
られるということになつておりますね。これは間
違ひございませんね。

○村山(高)委員 そのとおりでござります
使途をその分だけは制約をして、おまえのところには借金があるから直接それを返せ、自分で使える一般財源がその分だけこれから制約をしていくという考え方ですね。これは四十四年、四十五年は八十五億ずつ、それから四十六年は八十億、これだけは使わせないぞ、そのかわり繰り上げ償還をせよ、こういうことでしよう。ということは、地方財政は豊かであるからそういう措置をしなさい、こういうことではないのですか。

○赤澤国務大臣 地方財政が豊かだからといふぬばれなんぞは毛頭持つておらぬことは先ほど現債額を御指摘になりましたとおりであります。借金財政の上に成り立つておるわけです。しかし今

回の予算編成は、ここは大蔵委員会でございますけれども、今日内外の経済情勢からして、非常に日本の財政が危機に立つておるという認識の上に編成されたものと考えておるわけでございます。そうすると、国の財政も地方の財政も直接国のフィスカルボリшинなんかに関係はございませんけれども、しかしながらやはり、車の両輪ということばが当たるか当たらないかわかりませんけれども、國が直面しておるものについては地方も十分それについてしんしゃくするということだが、地方の行政需要を満たすことも必要ですけれども、國民、住民全般にとって決して不幸をもたらすものではない、かえってこういう時期には何がしか協力するものが至当であろうという考え方で若干の措置をとっております。

○赤澤國務大臣 ひもつきでやつておるのでないかといつたような印象からそういうことをおつしゃつておるのでないかと思いますけれども、私どもはそういうふうに考えておりません。

○村山(高)委員 これは細局長、どうですか。四十四年では——来年度ですよ。四十四年では八十五億、四十五年が八十五億、四十六年八十億、これは資金運用部資金特別会計に返済をするわけでしょう。そうでしょう。この一年間しか借りられないのだから、資金運用部資金の二百五十億は。だから、返済をする分をそういうふうにして順ぐりにやつていくその原資というものは、地方公共団体の一般財源の中から返済をせざるを得ないじゃないですか。それともこの交付税特別会計のほうでさらにそれを借金をして、あとはそのままにしておくのですか。そうじゃないでしよう。

○細郷政府委員 二百五十億については三年間で八十五億、八十五億、八十億、それぞれ返済をいたしました。

○村山(高)委員 だから、その返済をするのは地方政府公共団体でしよう。

○細郷政府委員 地方交付税の総額から返済をいたしました。

○村山(高)委員 地方交付税は、これは地方公共団体の一般財源です。だから、その分だけそれが減るということは、一般的にひもがつかない一般財源が制約をされるということになるじやありませんか。そうでしょう。

○細郷政府委員 それは前借りをしたわけですか、あの年度では減るのが当然だらうと思いまして。ただ御承知のように、一方では四百五十億の

返還分が百五十億ずつ入ってまいるわけでござります。

○村山(喜)委員 そういうのをへ理屈というのであります。大体四百五十億は、これは地方のものだつたのを国のはうが、とにかくやりくりが困るから貸してくくれというのであつて、それを三年間繰り延べをするにすぎないので、百五十億ずつ。だからねら、あなたの言うのは理屈に合わない。別な要素のものを引っぱり出してきて言うておるにすぎない。やはり客観的な事実は事実として、その上に問題を組み立ていかないと、そういうような今までの答弁になる。四百五十億のこの問題についても、私は問題があると思うのです。

赤澤自治大臣、あなたはこれは地方財政法第二条の立場から承認をされたのですか。これにはもう書いてある。どうですか。地方財政法第二条だ、あなたは加藤さんにそう言われたでしょう。

○赤澤國務大臣 そのとおりでござります。

ら、非常に困ったわけですが、出世払いというものは、私たちには払わなくていいものだという解釈の上に立つて、大蔵大臣とすいぶん議論をしたわけでございます。しかし、まあ國の立場もわからぬことはないから、そんなものは破つてしまおう。あらためてとにかくそういう措置をした、こういうことでござります。

○村山(喜)委員 四百五十億は、これはどっちのほうが勝敗がいたのか、勝ち負けは私は評価はいたしません。しかし四百五十億、國に地方公共団体が貸してやつた。それを三カ年間にわたって五百五十億ずつ延べ払い、國がこれから交付税に繰り増しをしてやるんだ。しかし、それだけでは大蔵省としては、どうも旗色が悪いから、ひとつこの際、借金を返してもらおうじゃないかということで二百五十億という要素が加わったんじやないですか。

○赤澤國務大臣 そういうことはございません。自治省といたしましては、やはり財政面で不安もあるのですから、たとえば特別事業債なども、かつての大臣が、地方には迷惑をかけないと速記録に残しただけで、そのままこれも議論の種として残つておるとか、あるいは地方の超過負担の問題をかかえておつたわけでございまして、これをきれいさっぱり今回片づけたいという気持もありました。いろいろなこともからみまして、そういう措置に踏み切つたわけでございます。決してふところぐあいがないから、國に金を貸すなんて大それたことを思つてやつたことではないことは、ひとつ御了承を願いたいと思います。

○村山(喜)委員 結果的にはそう言われても、國のほうは四百五十億借りて、延べ払いであとは払つていくという形に法律の上ではなつてゐるんだからしかたがない。だからそれは客観的な事實として私は指摘をしておる。

そこで、昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律の四条二項による借り入れ金の三百億の返済の問題ですが、これは初め四十一年

から四十六年までかけて返済をしていく形で借り入れの措置が行なわれるようになつております。

ところが今回の改正では、借り入れ金は四十四年度以降の年度においては行なわない。こういう措置を今度とるわけですね。それは一年繰り上げ十五億ずつ、これは繰り上げ償還ですから百七十九億、その分だけは繰り上げ償還をする。だから七年か年返済を一年繰り上げて六年か年返済にするんだ、こういうふうになりますね。これはそのとおり考えてよろしいですか。

○赤澤國務大臣 そのとおりでございます。
○村山(喜)委員 そうすると、ここでも償還が一年早まることによつて、それだけ地方財政は圧迫される。片一方の立場から見れば、それは健全化還措置をとることが——先ほども触れましたが、これでやつておけるという自信が大臣としてはあるわけですか。

○赤澤國務大臣 もちろんすべて十分検討いたしましたしてやれる。しかも財政面では重点的に効率的に予算を駆使していくことによって、地方団体にはそう大きな迷惑を来たさないという判断の上に立つてやつておるわけでございます。

○村山(喜)委員 その問題は大きな迷惑をかけるか、小さな迷惑になるか、それはこれからの運営を見なければわかりません。それはまた、その時期に申し上げることにいたします。

そこでもう一つありますのは、四十一年度に行なわれた、いわゆる特別事業債千五百億、これの元利合計分は交付団体で幾らになるのですか。この計画によりますと、四十三年から五十六年まで間に一般会計からこの特別会計の中に繰り入れて交付をし、そして返済せしめるということになつてます。そこでの間のいわゆる元利合計は、交付団体分は幾らになりますか。

六億でござります。

○村山(喜)委員 四十三年度分として九十億計上してあるのですが、これは九百四十四億の分に見合う分ではないのですか。この千百三十六億に見合う分として計上してあるのですか。

○細郷政府委員 今回の九十億は、九百四十四億分の借り入れ金の元利償還のうちで、交付団体にかかる分が九十億ということでございます。それから千百三十六億と申しましたのは、四十三年度から五十六年度までの間に交付団体分として償還すべき元利額が千百三十六億でござります。ただし、その計算は四十二年度の交付団体ベースで計算をいたしております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、この九百十四億に見合う分としての九十億でござりますか、それとも千百三十六億の分の九十億でござりますか、か。その点は大蔵省と自治省ではつきり詰めておりますか。

○細郷政府委員 九百十四億借り入れをいたしましたものを、元利償還分で四十三年度で返すべきもののうち交付団体分が九十億、したがいまして、先ほど申し上げました千百三十六億のうちに九十九億は入つておるわけでございます。

○村山(喜)委員 その一部ですね。

○細郷政府委員 はい、一部です。

○村山(喜)委員 その問題は大きな迷惑をかけるか、小さな迷惑になるか、それはこれからの運営を見なければわかりません。それはまた、その時期に申し上げることにいたします。

そこでもう一つありますのは、四十一年度に行なわれた、いわゆる特別事業債千五百億、これの元利合計分は交付団体で幾らになるのですか。この計画によりますと、四十三年から五十六年まで間に一般会計からこの特別会計の中に繰り入れて交付をし、そして返済せしめるということになつてます。そこでの間のいわゆる元利合計は、交付団体分は幾らになりますか。

○村山(喜)委員 の分もいかない、こういうことでございます。

○村山(喜)委員 だから、不交付団体になったら、財政事情がよくなるのですから、その分だけ少なくなる。そこで四十三年以降五十六年までの間に出てきたときには、この千百三十六億は減つてきますね。

○細郷政府委員 不交付団体があえてまいりまして、その分の償還額があります分だけは減るわけがでございます。逆の場合はふえるわけでござります。

○村山(喜)委員 そういたしますと、千百三十六億というのは、一応仮定の数字にすぎないとすれば、この分の九十億というのは、ことしについては予算上の措置はあるけれども、これを法律で実害を及ぼさないような措置を考えることが可能だという考え方をあなたはお持ちですか。

○細郷政府委員 技術的には可能でございますが、ただ今回の場合は、四十一年度に発行した九百十四億はもうすでに確定した数字でござります。そうしてそれに計算をいたします元利の条件は、あらかじめきめておるわけでございます。したがいまして、その計算は、毎年度の元利償還額は、今後十五年間もうすでに抽象的にきまっております。違います点は、毎年度の交付、不交付のズレだけでございます。それは政令によってそういう計算をするということを明らかにいたしたいと思っております。

○村山(喜)委員 あなた方のほうは、「政令で定める基準に従い」ということになつてます。法律の条文は、ところが、大蔵委員会の特別会計のほうに出されたのは、「予算で定めるところにより、」というふうに条文はなつておりますね。これは大蔵省は予算だけが制限のワクだとうふうに考へているのですか。

○相沢政府委員 「政令で定める基準に従い」「予算で定めるところにより、」という表現を使っておりますが、その対象となつております特別事業債の範囲ははつきりいたしておりますし、それか

ら基準は、財政局長が申し上げたようなことできまつてまいりますものですから、特に「予算で定めるところにより、」ということはあるいは不必要的

かと思ひますけれども、これは特別会計に一般会計から財源を繰り入れる場合のいわば例文でございまして、特別な意味はございません。しいて申上げますと、端数を整理するというような点に意味があるわけでございます。

○村山(喜)委員 この九百十四億に対する詰めは、大蔵省と自治省のほうでははつきりしているわけですね。そうすると、四十二年度末におけるものを、四十三年から五十六年までの元利合計額とし四十二年度の交付団体分について計算をした千百三十六億という金額になった、これは両省間において間違ございませんか。はつきりしてください。

○細郷政府委員 そういいう数字で一応考えておりますが、自治省でやつたものでございますが、私どももそういいう数字で一応考えております。

○村山(喜)委員 そういいう状態になつてゐるわけですが、この都道府県展望の中、自治大臣は「禍根を残してはいかぬから、きちっと制度として償還交付金という形でこれは年度割りにして返す」という法律をつくつてしまふつもりです。」

こういふうにやはり大蔵省は信用ができない、ひとつ法律できちっとやろうという自治大臣としては非常に勇気のある発言をなさつておいでになる。まことにつけたこうなことです。自治大臣は、そういう立場でこれからやられるんでしようね。

○赤澤國務大臣 大蔵大臣を決して信用しないわけではありませんけれども、法律で総体のワクははつきりきまつていて、それをもう一覧表的に、年次別に金額をはつきり出せば、そこまでやつておれば一番安心がいくのですが、これはいろいろ省内でもこの問題について検討いたしまして、いろいろ複雑な計算のしかたで——やはり政令で十分目的が達せられるということがわかりましたので、こうい形にしたわけでございます。

○村山(喜)委員 そうしますと、これはもう取り下げ、こういうふうになるわけですね。その意気は壯とするに足りますが、そういうようなことで両方の金額が両省間において一致して、そうしてそれについては基準をつくって、それを予算化していくということですから、間違いがないと思ひます。ただ、これはわれわれのほうでは、予算の定めるところに従いという条項しかないので、予算全体が非常に窮屈になつて、そして事態が非常に困難な状態になるということになつたら、これは予算の定めるところの範囲内だけしか出てこないということになると心配がありますが、水田大蔵大臣、この点はだいじょうぶ間違いありませんね。

○水田国務大臣 この問題の処理については、万全な話し合いがついて、了解事項でございますので、間違ひありません。

そこで、もう時間がありませんから、私もこれ以上追及はいたしませんが、あと一点だけ、これはいわゆる超過負担額の問題でございます。

今度、超過負担額の六事業種目について実態調査をしたところが、四百十億くらいの超過負担額が出てきた。そのうち半分は國、半分は地方公共団体が持つべきものである。こういうことになつたということとございますが、残つたものについてははどうされるのですか。これからまた調査をして、そして超過負担の解消につとめるつもりであるのか。半分だけは國が持ち、半分は地方公共団体が受け持つというような割り切り方は政治的な割り切り方じゃないですか。合理的な科学的な割り切り方だと言えますか。

○赤澤国務大臣 四十二年度に精査いたしましたて、どういうことが原因になつて超過負担が生まれておるのかといふことがわかつたわけでございまます。事業の種類によつて一々内容は違うわけですが、ざいまするが、たゞ総体的に申しまして、四十一年の調査分ではやはり数量差あるいは単価差な

どが大きな問題になつたわけでございます。しかし、実際調べてみますと、國で負担すべきもの、それからそれぞれの団体で負担すべきものがはつきりしたわけでございますので、それがたまたま昭和四十二年の分は大体半々という数字が出た。しかし、これは大蔵大臣と固い約束をいたしましたが、六種類の事業以外のものは四十三年度で精査いたしまして、三年がかりで完全に解消するという固い約束をいたしております。

○村山(喜)委員 残りのものについては精査の上、三年がかりで解消につとめる、大蔵大臣、それは間違ひございませんね。

○水田国務大臣 間違ひございません。

○村山(喜)委員 保育単価の問題なども、法律に定めるところによる分といたしまして、八億円くらいの超過負担額がある。その一番大きいのは、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、こういうようなところの指定都市が一番大きいようになりますが、保育単価一つ取り上げてみましても、國庫負担金の交付予定額についての調査をした資料を見ましても、これは指定六種目以外のものですが、大蔵省も同じだと考えてよろしくございますか。

○相沢政府委員 超過負担の解消につきましては、私ども、自治省と同じ考え方でございまして、四十二年度に特に超過負担が多いと思われる六種目につきまして調査を行ない、その結果に基づいて四十三年度に所要の措置をとりましたが、今後もなお問題のある補助金につきまして、四十二年度と同様、関係各省立会のもとに調査を行なつて、その解消の措置を行ないたい、かように存しております。

○岡澤委員 その超過負担につきましては、從来千億とか千二百億といわれておつたのに、昨年度の調査では四百十一億という結果でかなり差があるわけであります。この辺の数字の違いはどこに原因しているのですか。

○田村委員長 岡澤完治君。

○岡澤委員 私、約三十分という約束でございましたので、六時四十五分が参りましたら、途中でも質問をやめるということを前提にして三、四点の問題をお尋ねしたいと思います。

いま武藤委員から、超過負担の問題について質問がございましたが、最初にこの超過負担についてお尋ねいたします。

自治省のほうに、超過負担に対する基本的な態

度をどういうふうにとつておられるかということと、それから地方財政計画上のこの超過負担の取り扱いについて御説明いただきたい。

○細郷政府委員 超過負担は当然解消すべきものだと考えております。ただ、先ほど来ておりましたのも、いま自治省の財政局長としての、超過負担に対する基本的な態度の表明があつたわけですが、大蔵省も同じだと考えてよろしくございますか。

○岡澤委員 大蔵省のほうに聞きましたが、それとも、いま自治省の財政局長としての、超過負担に対する基本的な態度の表明があつたわけですが、大蔵省も同じだと考えてよろしくございますか。

○相沢政府委員 超過負担の解消につきましては、私ども、自治省と同じ考え方でございまして、四十二年度に特に超過負担が多いと思われる六種目につきまして調査を行ない、その結果に基づいて四十三年度に所要の措置をとりましたが、今後もなお問題のある補助金につきまして、四十二年度と同様、関係各省立会のもとに調査を行なつて、その解消の措置を行ないたい、かように存しております。

○岡澤委員 それでは、時間の関係で、超過負担につきましてはその程度にいたしまして、次は過密対策についてお尋ねをいたします。

○細郷政府委員 適正なるものは見込んでまい考えであります。

○岡澤委員 それでは、時間の関係で、超過負担につきましてはその程度にいたしまして、次は過密対策についてお尋ねをいたします。

○細郷政府委員 御承知のように、物価は確実に上昇傾向にござりますし、給与のベースアップというのも当然考えられるわけでございますが、今後の超過負担の解消措置と、この物価上昇、あるいはベースアップとの関連についていかなる考え方を採りおられるか、お尋ねいたします。

○岡澤委員 御承知のように、物価は確実に上昇傾向にござりますし、給与のベースアップというのも当然考えられるわけでございますが、今後の超過負担の解消措置と、この物価上昇、あるいはベースアップとの関連についていかなる考え方を採りおられるか、お尋ねいたします。

○細郷政府委員 四十三年度において解消いたしました額は三百一十億でございます。そのうち四十二年度に調査をいたしました六事業については二百三十七億でございます。その調査をいたさなければ、たとえば職員の給与ベースが高いものがあるというようなものは地方で独自に持つべきものとのいたしまして、それ以外のものについては三年計画で解消する。地方財政計画も措置された後の姿で、それぞれ計画いたしております。

○細郷政府委員 超過負担は当然解消すべきものだと考えております。ただ、先ほど来ておりましたのも、いま自治省の財政局長としての、超過負担に対する基本的な態度の表明があつたわけですが、大蔵省も同じだと考えてよろしくございます。

○岡澤委員 お尋ねいたしましたが、お尋ねいたしましたが、その問題につきましては、その問題につきましてはその程度にいたしまして、次は過密対策についてお尋ねをいたします。

○細郷政府委員 最近における人口の都市集中に伴いまして、大都市及びその周辺における市町村では、これに対応するための学校とか、都市計画事業、屎尿、ごみ処理施設などの財政需要が急増していることは御承知のとおりでございますが、その問題について、四十三年度の交付税上の財政的な措置はどのようになつておりますか、お尋ねいたします。

○細郷政府委員 いわゆる超過負担といふものはなお千億くらいあるのじゃなかろうかと思います。今回、そのうち六つの事業について調べました結果が四百十一億であったわけでございまが、それ以外のものも含めてそれくらいあるだろう。ただ、それを精査の結果は、地方が独自で持つべきものも出でてまいると思います。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○岡澤委員 いつは、交付税の中で急増補正によっております。

○細郷政府委員 四十三年度で、交付税上は、過密対策として二百十一億見込んでおります。内容としましては、人口急増の補正を強化するほか、都市的な経費の額容補正を合理化するなどの方法によっております。

○岡澤委員 これらの大都市周辺における財政需要の中でも、特に市町村で困っているのは用地取扱の問題ではないかと私は感ずるのでございますけれども、用地取扱に対する財政的措置について具体的な自治省の御態度を御説明願いたい。

の中では用地費を考慮した上で需要の増を見込むようになります。いま一つは、地方債で先行取得債を許可する。また義務教育につきましてはやはり用地費を政府資金によって措置をする。そういうふたものを強力的に運用することによって動態的な需要にこたえてまいりたい、かように思っております。

○岡澤委員 都市対策一般について特に地方債が從来までも有効な役割りを果たしてきたと思うのでございますけれども、四十三年度の地方債計画を見ますと、前年度が六千六百九億円、本年度は六千七百三十三億円でその増加はわずかに百六十億、増加率は二・五%にすぎないわけでござります。その理由はどこにあるのか。これで実際適切な措置がとれるのかという点をお尋ねします。

○細郷政府委員 明年度の地方債計画、特に一般会計におきましては、昭和三十九年度に行なわれました住民税の減税補てん債が自然減になりま

す。そのほか補助事業あるいは直轄事業、義務教育事業等につきまして、一般財源が伸びましたのでそれに振りかえをいたしましたために地方債を減額いたしている分がござります。全体としてこれでやっているものと考えております。

なお、公営企業債につきましては、水道、下水あるいは地下鉄等につきましてかなりの増額をしております。

○岡澤委員 それでは、過密対策につきましてはまだ質問したい点もありますけれども、時間の関係で交通安全対策特別交付金、例の交通反則金の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

御承知のように、昨年の道交法の一部改正によりまして新たに交通法規違反者に対する反則金制度が行なわれ、この七月から施行されるわけでござりますけれども、交通安全対策特別交付金として地方団体に交付される交付金の実態、具体的にはどういふて交付金が地方団体に交付されるのか、その扱いの内容を御説明いただきたい。

○細郷政府委員 四十三年度は全体百二億でございますが、その額を地方団体に配分するにあたり

ましては、交通事故の発生件数と人口集中地区人口をとりまして、その割合は大体二対一でとろうと思つております。そしてそれを県ごとに分けまして、県の中で都道府県と市町村の割合をまた二つに分ける。

なお、指定市につきましては道路管理上の特殊性がござりますので、特別にその該当の府県からよけいに分けるようにいたしております。それぞれ先般出した政令に規定をいたしてございま

す。

○岡澤委員 この交付金の対象になる施設につきまして、具体的にどういう施設にこの交付金が使われるのか、御説明をいただきたいと思います。

○細郷政府委員 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法にござりますいわゆる交通安全三カ年計画の事業によって設けられる施設でございま

すので、具体的にはガードレールありますとか歩道橋、あるいは信号機、反射鏡、そういった種類のもの、それに踏切道の舗装と拡幅に要する施設、それから救急自動車、こういうものが政令でそれぞれ対象施設にきめてございます。

○岡澤委員 いま政令というとばが出来たわけ

ござりますけれども、この政令はもうすでに公布さ

れたのかどうか。この政令に囲づく配分方法に

ついて先ほど御説明がございましたけれども、補

足されるところがありましたら、お答え願いたい

と思います。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

○細郷政府委員 政令は先般公布になりました。

○岡澤委員 配分方法は先ほどおつしやったとお

りですか。

○細郷政府委員 そのとおりでござります。

○岡澤委員 それでは、時間的に最後の質問に移

りますが、この道路譲与税の創設された立法趣

旨についてお尋ねいたします。

○細郷政府委員 地方道路譲与税の配分は、國

道、府県道の面積と延長を一対一、半々にとりまして、各府県、五大市に配分をいたしております。

当初はいろいろ交通量その他未改良地帯の道路目的財源を確保しようという考え方から、現在は面積、延長になま案分をしているのが実情でございます。

○岡澤委員 立法趣旨と立法時期について。

○細郷政府委員 立法は昭和三十年に地方道路譲与税法ができました。それは、一つには、昭和二十九年から発足いたしました第一次の道路整備五年計画の地方の負担をカバーする、こういう目

的から最初にできたものでございます。

○岡澤委員 いまの御説明にもありましたよ

うに、この道路譲与税の発足したのが昭和三十年、

いまほど道路の過密状態がきびしくなかつた時期

であります。また、人口の都市集中もきびしくな

かつたという時代でございます。御説明にありま

したように、配分方法が道路の面積と延長と

ことだけで単純配分で先ほどお答えになりました

た交通反則金の場合は事故数とか人口集中率、石

油ガス譲与税につきましても交通量の実態に応じ

た補正があるわけでございますが、この道路譲与

税に限つて道路面積と道路延長ということになりますと、岩手とか北海道とか面積の広い地域は非

常に率としては優遇されているからこうになる

が、大都市、特に大阪等の人口密度は強いけれども面積は少ない、しかし道路の使用量は非常に多いというところでは、実際問題として非常に不利な配分率になるわけですが、これについては是正の御用意があるか、あるいは将来どういうよう考

えておるか、このままでいいと思っておられるか、お尋ねいたしたいと思います。

○細郷政府委員 道路譲与税の配分の方式は、先

ほどもちょっと触れましたように、最初はある程

度補正を入れておつたのでございます。地方のほ

うでは未改良補正、都会のほうでは交通量補正を

入れるというようなことで、かなり相殺的な要素

が多かったわけでございます。しかし全般的に見

て、地方の道路の未改良の度合いが低いのでそれ

に対応しようという意味から、先ほど申し上げた

なま案分にいたしたわけであります。しかし反面

において、交付税の需要額の算定におきましては

十分交通量補正というようなことを需要額に見込

んでおりますので、そういう面ではそれだけの財

源が関係の団体に確保されており、こういうふう

に考えております。

○岡澤委員 細郷さんは非常に頭のいい方ですか

らじょうずにごまかされますけれども、やはりこ

の道路譲与税の分配については、面積が小さくて

交通量の多い大都市をかかえておる地方団体につ

いては非常に大きな不利益をこうむつておるのが

実態ではないか、そういう点を御配慮いただいて

て、私は交通反則金なりある石油ガス譲与税

そのまゝとは申し上げませんけれども、三十年の

分配率が正しいというようなことは実態に合わないのではないかということを御指摘申し上げまし

て、質問を終わります。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑は終了

いたしました。

○岡澤委員 通告がありますので、順次これを許します。古

屋亨君。

○田村委員長 これより討論に入ります。

○古屋委員 ただいま議題となりました交付税及

び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

案に對し、私は、自由民主党を代表して、賛成の

意見を表明せんとするものであります。

本改正案は、昭和四十三年度の地方交付税にか

かる特別措置が別途今国会に提出された地方交付

税法の一部を改正する法律案において講ぜられた

ことに伴い、同年度以後の四年度における一般会

計からの交付税及び譲与税配付金特別会計への繰

り入れ金の額の特例、及び同特別会計の負担によ

る借り入れ金の借り入れ並びに昭和四十三年度以

後における特別事業債償還交付金に相当する金額

の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する規定を設けようとするものでありまして、基本法の改正に伴う措置として適切妥当なものと認めるにやぶさかでないのです。

御承知のように、四十三年度の地方財政においては、地方税及び地方交付税等の一般財源の比重の増大が見込まれております。すなわち、四十三年度地方財政計画においては、地方税は前年度比二一・一%の増加が予想され、歳入全体に占める構成比も四十二年度の四〇・二%から四十三年度には四・五%へ上昇することとなり、他面、地方債は前年度計画比一・七%の微増にとどまり、地方債依存率は前年度の四・八%に対し、四十三年度には四・二%へ低下すると見られております。

しかしながら、現下のきびしい経済情勢にかかるみるとときは、地方財政においても国と同一の抑制基調により重点主義に徹し、節度ある運営を行ない、その一そうの健全化をはかることは、地方財政の規模が国の一般会計予算と匹敵することを考えべきであります。

このような見地から、今回地方交付税について、国、地方を通ずる財政運営の円滑化をはかるため、地方交付税交付金の法定額から四百五十億円を減額して交付する等の特別措置が設けられたものであり、これに照応して地方交付税の収支を経理する特別会計につき所要の規定を設けようとするることは当然であり、適切妥当な措置といふべきであり、ここに賛成の意を表するものであります。

以上、簡単でありますが、これをもって賛成討論を終わります。(拍手)

○田村委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 日本社会党を代表いたしまして、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行ないます。

本法案は、四十三年度地方財政計画の策定方針

に見られますように、本年度に限り地方交付税の繰り入れ額を法定額から四百五十億円減額して翌年度以降に繰り越すとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計において三百五十億円を借り入れ地方交付税に加算して、その金額だけ地方債を繰り上げ償還しようとして、あわせて昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律第四条第二項の規定による借り入れ金を四十四年度以降は行なわない措置をとることに伴う規定等の整備を行なうための法律案の改正でございます。

このことは、国の都合によつて、国との財政貸し借りの道をつくり、地方財政の安定性が脅かされることになり、実質上三二%の交付税率を削減をする不当な措置であり、地方財政を曲げて解消したものだと言わなければなりません。

第二点は、交付税及び譲与税配付金特別会計で二百五十億円を借り入れ地方交付税において計算分し、地方債について古い災害債分を償還期限を繰り上げて償還させようというものであります。

それが、これは資金運用部資金からの借り入れであ

り、四十四年ないし四十六年の三年間で償還は地方公共団体の財源から行なうものであり、一般財源の使途を制約するものであります。政府資金にかかるわる災害債より高利の繕故債分を整理するのが地方財政の健全化になることを考えた場合には、これは単なるごまかしにすぎないということが言えます。

第三点は、昭和四十年度における財政処理の特別措置に関する法律による借り入れ金の返済も、四十四年度以降は借り入れ金を行なわないことになり、七ヵ年の返済を一年繰り上げて償還を早めようとするものでありますから、その点からも地方財政を圧迫するものだと言わなければなりません

。

そして第四点といたしまして、特別事業債九百

十四億にかかる十五ヵ年間の元利償還額一千三百十六億円中九十五億円は一般会計から本会計に繰り入れられておりますが、不交付団体になつた場合には損害を受けることになり、大蔵、自治両省間

で債権債務は確認されているもの、これらのものについてはすでに清算されしかるべきものが十五ヵ年間もかかるということは問題があるわけであります。

最後に、地方財政の状況を考えてみますと、地方債の現債高が三兆五千億円にも及び、しかも予算外の支出行為である債務負担行為が四千五百億円にも及んでおり、合計いたしまして四兆円の借金を背負っているという事実、赤字団体が四百七団体、三百六億円の赤字額を背負つておるといふことは、地方財政を非常に圧迫をしている状態の中にあるということが言えると思うのであります。

そういう場合において、このような国の財政が苦しいからといって地方財政にしわ寄せをするような本法案の改正には、社会党としては賛成をするわけにはまいりません。

以上をもつて反対討論とするものであります。

(拍手)

○田村委員長 竹木孫一君。

○竹木委員 私は、民主社会党を代表いたしました。本改正案に反対の討論を行なわんとするものであります。

第一点は、今回の改正案にはビジョンやステー

ムなどなくて、いたずらに小細工の多い改正案になつていてあります。交付税をふやしてみたり減らしてみたり、いたずらに複雑になつておるだけであります。

第二点は、人口の都市集中、都市化地域の発展、

その他地方団体の行政費の増加につきましても、

その増加を今後どういう程度に見るのか、これに

見合う地方の自主財源その他の財政措置はどうす

るかといったような基本的な問題についての基本的構想が十分に示されていないという点であります。

第三点に、したがつて地方交付税の交付税率のご

ときには、百分の三十二からむしろ今後増加すべきものであるとわれわれは考えておりますけれども、今回はむしろこれを切り下げようというよう

な考え方があつて、それが十分にできなかつたために、あとでいろいろと細工をされた形跡もあります。交付税というものは、御承知のようにかつて、われわれの反対する点であります。

第四には、今回の試みは、交付税の本質をむしろ歪曲するような傾向がありまして、遺憾であります。交付税というものは、御承知のようにかつて、その性質は一般的なものであります。また、その性質は一般的なものであります。また、本法の附則を見ればよくわかります。ただ、その性質は一般的なものであります。また、附則やその他でその本質をもててあって、附則によって反対いたしましたのと大体同じく、非常に傾向は厳に慎なければならぬと思います。また、本法の附則を見ればよくわかります。けれども、非常に複雑な附則を次々につけて加えて、非常に混乱をさせる傾向がありますので、こういふ点はむしろ今後嚴重に警戒をしなければならない点ではないかと思うのであります。

以上をもつて反対いたしましたのと大体同じく、非常に混亂をさせる傾向がありますので、こういふ点ではないかと思うのであります。

命、役割りに照らしてみても不適当であると考えるものであります。

第三は、災害債の繰り上げ償還を基準財政需要額に算入したことであります。これは交付税の恩恵を受けない不交付団体とのつり合いから考えて不合理であると考えるのであります。

第四は、毎年人事院勧告が出されるのが通例となつておあり、今年もおそらく勧告が予想されます。これが地方公務員に適用した場合の給与改定費のうち、交付団体分として五百六十億円を計上しておりますが、これを上回った場合の措置が考えられていないことであります。

以上の点につきまして、今回の交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に対して、反対の意見を表明するものであります。(拍手)

○田村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田村委員長 「賛成者起立」

これより採決いたします。
本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○田村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○田村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書に附録に掲載〕

○田村委員長 次回は、来たる五月七日火曜日、午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後六時四十三分散会

昭和四十三年五月七日印刷

昭和四十三年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局